

福崎町男女共同参画基本計画

～みんなの人権が尊重され、一人ひとりが輝くまち ふくさき～



平成28年(2016年)3月

福 崎 町

はじめに

近年、少子高齢化・人口減少社会の本格化や人々の生活様式や意識・価値観の多様化など、私たちをとりまく社会経済情勢は急速に変化しています。中でも、少子化の進行は、社会経済を支える生産年齢人口の減少につながり、社会の活力を維持していく上での影響が懸念されます。こうした変化に対応し、さらに自主的で自立した元気なまちであり続けるためには、多様性に富んだ人材の結集が大切であり、男女がお互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現が不可欠です。



そのような中、本町では平成26年（2014年）12月に策定した「福崎町第5次総合計画」において男女共同参画の社会づくりを掲げ、今回、男女共同参画を推進する施策の基本となる「第1次福崎町男女共同参画基本計画」を策定しました。この基本計画は、性別、年齢、障がいの有無を越えて、誰もが可能性を追求し、チャレンジできる社会を目指しています。

しかしながら、「男女共同参画社会」は町の取り組みだけで実現できるものではなく、町民の皆様一人ひとりが、その大切さを理解し、主体的に取り組を進めていただくことがとても重要です。今後は、この基本計画をもとに、住民、企業、地域、行政などによる協働、連携のもと、男女共同参画社会の形成に向け、積極的に取り組んでいきたいと考えています。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました福崎町男女共同参画基本計画策定委員の皆様をはじめ、町民意識調査やパブリックコメントを通じて貴重なご意見をいただきました多くの町民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成28年（2016年）3月

福崎町長 橋本 省三

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の背景	2
3. 計画の性格	10
4. 計画の期間	10
第2章 計画の基本的な考え方	11
1. 基本理念	11
2. 基本目標	11
3. 施策体系	12
第3章 施策の方向と内容	14
1. 【基本目標1】男女が互いの人権を尊重する社会の実現	14
(1) 男女共同参画社会に向けた町民理解の推進	14
(2) 人権を尊重する意識の定着	18
(3) 多様な文化を持つ人々と共生する社会づくり	20
(4) 相談機能の充実とネットワークづくり	22
(5) セクシュアル・ハラスメントなどの防止対策の推進	25
(6) 性的マイノリティへの理解と正しい認識の促進	27
2. 【基本目標2】すべての女性が活躍できる社会の実現	29
(1) あらゆる分野への女性の参画拡大	29
(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する意識啓発の推進	32
(3) 男女が共に育児のための休暇・育児休業、介護休業をとりやすい環境の整備	35
(4) 女性の能力育成・開発に向けた啓発の推進	38
(5) 行政分野及び学校教育分野における女性職員の登用促進	40
(6) 審議会などにおける女性の積極的登用	41
(7) 地域における男女共同参画の基盤づくりの推進	42
3. 【基本目標3】男女共同参画を推進する教育の充実	45
(1) ジェンダーにとらわれない保育・教育の推進	45
(2) 人権尊重につながる年齢に応じた性教育の推進	48
(3) メディアからの情報を主体的に読み解く能力（メディア・リテラシー）の育成	49
(4) 生涯を通じての学習機会の拡充と条件整備	51
4. 【基本目標4】誰もが安心して暮らせる福祉の充実	54
(1) ひとり親家庭への支援	54
(2) 女性の健康の保持・増進対策の充実	55

(3) 男性の育児知識・能力の育成と子育てへの参加促進	57
(4) 地域ぐるみの子育て支援と多様な保育サービスの提供	58
(5) 介護における意識改革	59
(6) 地域ぐるみの介護支援と在宅介護での家族支援の充実	62
(7) すべての人にやさしい「まちづくり」の推進	64
5. 【基本目標5】配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援	66
(1) DV被害の早期発見と相談体制の整備	66
(2) DV根絶に向けた啓発・教育の推進	70
(3) DV被害者への支援体制の整備	73
第4章 計画の推進体制	75
1. 推進体制の整備	75
2. 計画推進のための連携強化	75
3. 計画推進のための活動基盤の整備	75
第5章 数値目標	76
資料編	78
福崎町男女共同参画基本計画策定経過	78
福崎町男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱	80
福崎町男女共同参画基本計画策定委員会委員名簿	81
男女共同参画社会基本法	82
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	86
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	96
男女共同参画行政のあゆみ	104
用語集	109

計画書の見方

1. 本計画の文中の語句の後にある（※）は、用語集に記載されている語句を示しています。
なお、その言葉が最初に表されている箇所に付記しています。
2. 「町民」とは、町内に住所を有する者（住民）及び自治会などの各種団体、町内へ通勤または通学する人及び町内で事業または活動を行う団体（大学、事業所など）をいいます。
3. 男女共同参画に関する町民意識調査結果において、回答者数を「N」として表示しています。

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、その違いを認めつつ互いに尊重し、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、いきいきと暮らすことができる社会を言います。この男女共同参画社会の実現に向け、国では「男女共同参画社会基本法」を制定し、この基本法を基に「男女共同参画基本計画」が策定され、様々な取り組みが行われてきました。

しかし、これらの取り組みを経ても、意識や社会慣習の上での男女の固定的な役割分担に関する考え方が根強く残っています。就労や政策決定の場、さらに家庭内においても男女平等が完全に実現しているとは言えず、その個性や能力を十分に発揮するには多くの課題が残されているのが現状です。

本町では、男女共同参画社会の実現を困難にする様々な問題が増えている現状やこれまでの取り組みの成果、課題などを踏まえ、社会情勢の変化や新たな課題にも対応し、男女共同参画社会の実現に向けて総合的な施策を展開するため、「福崎町男女共同参画基本計画」を策定することとしました。

さらに、本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV^{*}防止法）の趣旨を踏まえ、DV被害の早期発見とDV被害者支援のため、体制の強化を図るとともに、DV防止に向けた啓発や教育を重視した「福崎町配偶者等暴力（DV）対策基本計画」を包含します。

また、平成27年（2015年）8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が成立するなど、社会全体で女性活躍の動きが拡大しており、男女共同参画社会の実現に向け、女性の活躍を一層推進していくことが不可欠であることから、本計画は、「女性活躍推進法」の趣旨を踏まえ、「市町村推進計画」も包含します。

2. 計画の背景

(1) 世界では

昭和 21 年(1946 年) 6 月に国連経済社会理事会の機能委員会のひとつとして設置された国際婦人の地位委員会 (CSW) では、政治・市民・社会・教育分野の女性の地位向上に関する様々な勧告・報告・提案などを行っています。

平成 24 年(2012 年)に開催された第 58 回国連婦人の地位委員会では、平成 27 年(2015 年)に仙台で開催された第 3 回国連防災世界会議などを見据えて、防災・復興における**ジェンダー (社会的性別) の視点***の重要性を強調しました。

本年は、平成 7 年(1995 年)到北京で開催された第 4 回世界女性会議において、「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されてから 20 年目です。平成 27 年(2015 年) 3 月に開催された第 59 回国連婦人の地位委員会では、節目の年に当たることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」と第 23 回国連特別総会「女性 2000 年会議」成果文書の実施状況及び評価を主要テーマに開催されました。日本政府代表は、「第 4 次男女共同参画基本計画」の策定や「女性が輝く社会」の実現に向けた日本における取り組みの説明を行い、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UN ウィメン)」との一層の連携強化を表明するとともに、武力紛争下における女性に対する暴力を否定し、UN ウィメンや紛争下の性的暴力担当国連事務局総長特別代表が取り組むプロジェクトを支援する考えを表明しました。

なお、「行動綱領」は貧困、教育、健康など 12 の重大問題領域に沿って**女性のエンパワーメント*** (力をつけること) を図るためのアジェンダ (予定表) を記載しており、現在まで女性の地位向上のための国際的基準となっているものです。

(2) 日本では

安倍内閣では、「女性の活躍」を国の成長戦略の中核に位置付け、経済界への要請 (平成 25 年(2013 年) 4 月) や、経済成長へ向けた日本再興戦略 (平成 25 年(2013 年) 6 月) など、経済活動における女性活躍の推進に向けた様々な取り組みを打ち出してきました。また、平成 26 年(2014 年)10 月には、総理を本部長とする「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置され、早急を実施すべき施策「**すべての女性が輝く政策パッケージ***」を決定しました。併せて、この事務局として内閣官房に「すべての女性が輝く社会づくり推進室」が置かれるなど、機運がこれまでになく高まり、日本社会が明らかに変わり始めました。平成 26 年(2014 年)には、東京において「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(WAW!) が「女性が輝く社会」を実現するための取り組みの一環として開催されました。世界各国及び日本各地から女性分野で活躍するトップ・リーダーが出席し、日本及び世界における女性の活躍促進のための取り組みについて議論が行われました。

また、「DV防止法」の改正や「女性活躍推進法」の成立など、女性が能力を十分発揮する社会を実現するために、極めて重要な法整備も進んできましたが、一方で、女性の健康支援においては、その心身の状態が人生の各段階に応じて大きく変化するという特性に着目した対策が重要とする「女性の健康の包括的支援に関する法律案」が解散によって廃案になるなど、未だ課題も見られます。

国では、平成 11 年(1999 年)に制定された「男女共同参画社会基本法」に基づく男女共同参画基本計画を総合的、計画的に推進しており、平成 27 年(2015 年)12 月に「第 4 次基本計画」(計画期間：平成 28 年度(2016 年度)～32 年度(2020 年度))が策定されました。新たな計画には、女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方などを前提とする労働慣行等を変革していくことや、「女性活躍推進法」の着実な施行等により、女性採用・登用のための取り組みや、将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取り組みを進めることなどが盛り込まれています。

(3) 兵庫県では

兵庫県では、男女共同参画社会の実現を目指して、「男女共同参画社会基本法」第 14 条の規定に基づき、平成 13 年(2001 年)3 月に「兵庫県男女共同参画計画－ひょうご男女共同参画プラン 21－」(計画期間：平成 13 年度(2001 年度)～22 年度(2010 年度))を策定し、男女共同参画に関する総合的かつ計画的な取り組みを進めてきました。平成 23 年(2011 年)3 月には、これまでの成果や社会経済情勢の変化を踏まえ、平成 23 年度(2011 年度)から 27 年度(2015 年度)の 5 カ年計画となる「新ひょうご男女共同参画プラン 21」を策定し、この計画のもと、男女がともに人生のどの時期においても、いきいきと暮らせる社会を目指して、県民、地域団体・NPO、企業、行政などの参画と協働により、さらなる取り組みを展開しています。

現在、平成 28 年度(2016 年度)を初年度とする「第 3 次兵庫県男女共同参画計画『ひょうご男女いきいきプラン 2020』」に向けた議論が進められています。新たな計画には、重点的に取り組む課題として、①すべての女性が活躍できる環境の整備、②仕事と生活の両立の実現、③家庭や地域における「きずな」の強化、④安心して生活できる社会づくりの推進、⑤次代を担う子どもや若者の育成、が盛り込まれています。

また、平成 27 年(2015 年)9 月に策定された「兵庫県地域創生戦略」は、将来にわたり活力ある地域社会を構築していくことを目的としており、男女共同参画社会の形成は、この地域創生により目指すべき社会の基礎を成すものであることから、その実現に向け取り組んでいく必要があります。

(4) 福崎町では

①町の取り組み

福崎町では、かねてから女性の意見を町政に反映したいという考えから女性の社会参画の支援に努めてきました。

平成 5 年(1993 年)から「女性セミナー(平成 15 年(2003 年)にサルビアセミナー講座に改名)」を開講し、女性の意識と能力の向上を図りました。

平成 23 年(2011 年)には女性委員会を設置し、女性問題及び町政に対する率直な意見・提言が出されています。

平成 26 年度(2014 年度)には「福崎町第 5 次総合計画」が策定され、男女共同参画社会を実現するため、家庭・地域・学校・職場などの様々な場面において、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会慣習などの見直しや女性の人権侵害の解消を進め、関係機関と連携し、啓発活動を推進しています。

また、町政における政策・方針決定過程への女性の参画拡大のため、審議会委員などへの女性の積極的登用を進めています。

②町の社会情勢

○人口構造の状況

平成27年(2015年)4月1日現在の人口ピラミッドをみると、男性では「40～44歳」が最も多く723人、女性では「65～69歳」が最も多く791人となっています。

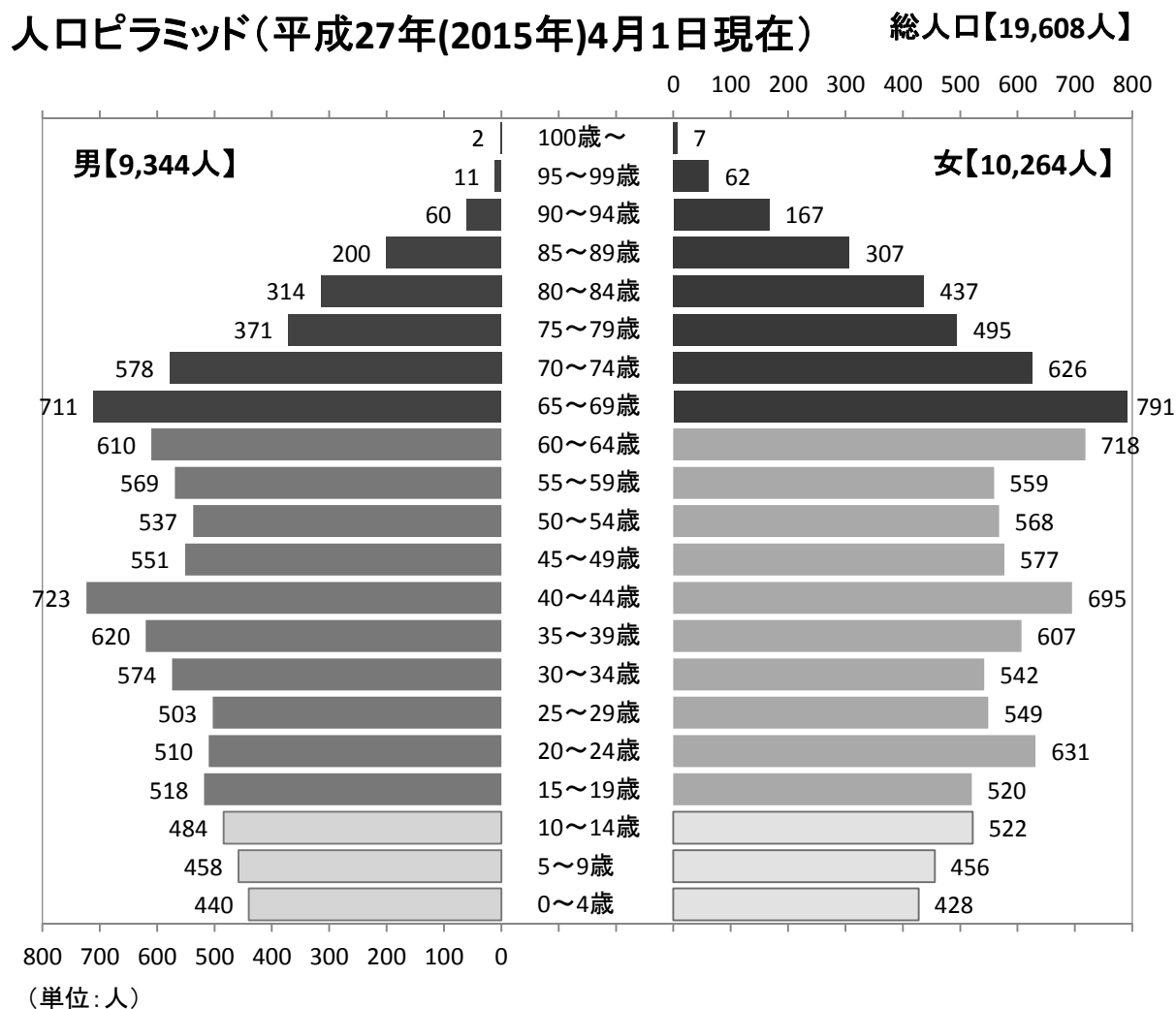
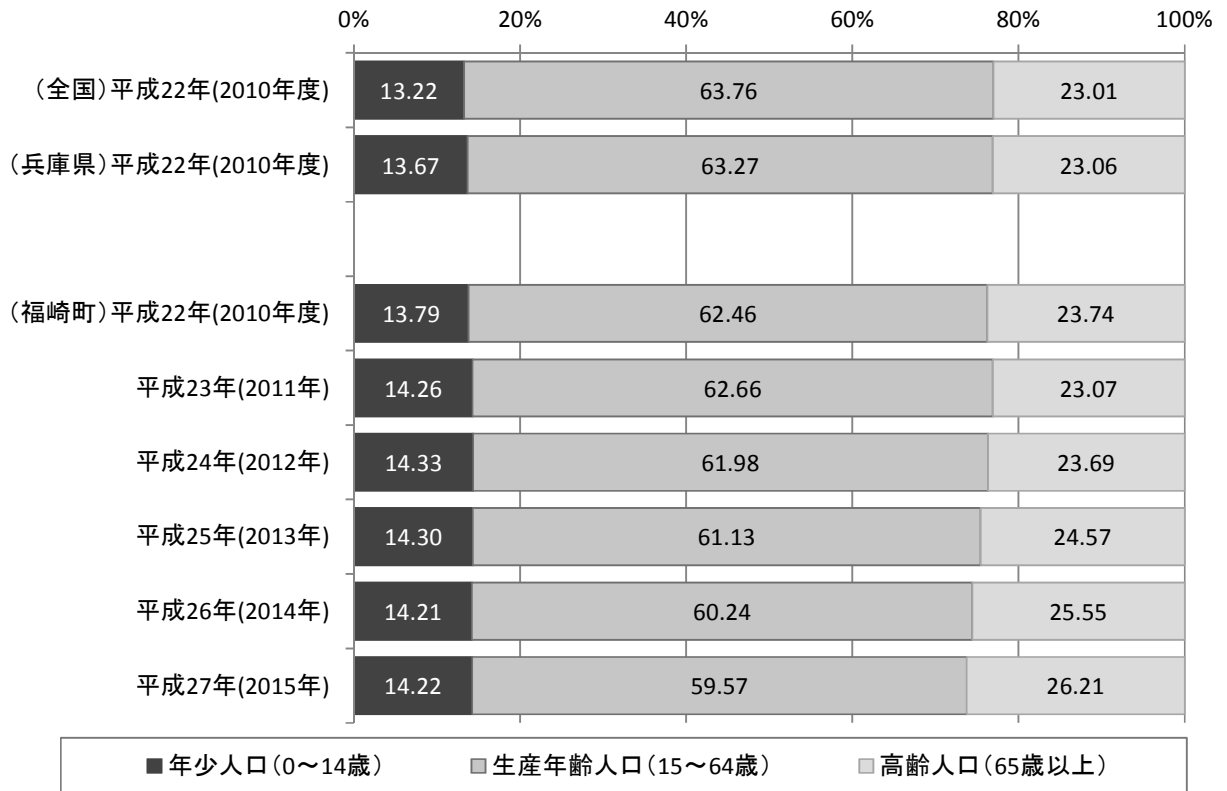


図1 人口構造の状況

資料：住民基本台帳

○人口構造の推移

福崎町における人口構造の推移をみると、平成23年(2011年)以降において生産年齢人口※は減少傾向、高齢人口は増加傾向となっていますが、減少傾向にあった年少人口は、平成27年(2015年)でやや増加しています。



単位:人

	全国	兵庫県	福崎町					
		平成22年(2010年)	平成23年(2011年)	平成24年(2012年)	平成25年(2013年)	平成26年(2014年)	平成27年(2015年)	
0~14歳	16,803,444	759,277	2,724	2,802	2,813	2,795	2,774	2,788
15~64歳	81,031,800	3,515,442	12,336	12,310	12,166	11,946	11,760	11,681
65歳以上	29,245,685	1,281,486	4,689	4,533	4,650	4,802	4,988	5,139

図表2 人口構造の推移

資料:住民基本台帳

○世帯数の推移

福崎町の世帯数の推移をみると、総世帯数においては、平成7年(1995年)に5,325世帯であったものが、平成22年(2010年)には6,639世帯と増加傾向にあり、平均世帯人員においては、平成7年(1995年)に3.7人であったものが、平成22年(2010年)には3.0人と減少傾向にあることから、核家族化が進んでいることがわかります。

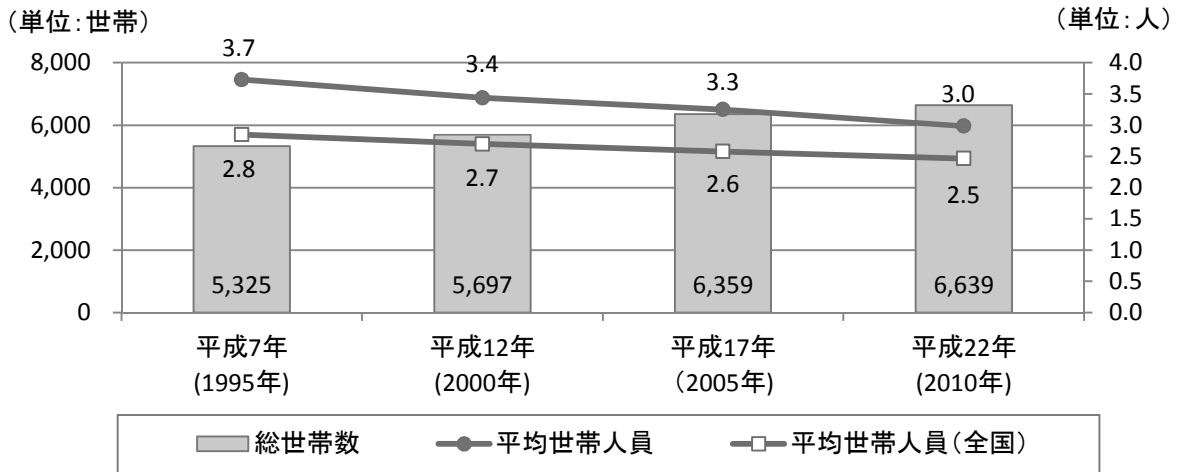


図3 世帯数の推移

資料：国勢調査

○合計特殊出生率の推移

福崎町における合計特殊出生率^{*}の推移をみると、増減を繰り返していますが、平成7年(1995年)に1.34であったものが、平成22年(2010年)には1.52となっており、全体的には増加傾向にあることがわかります。

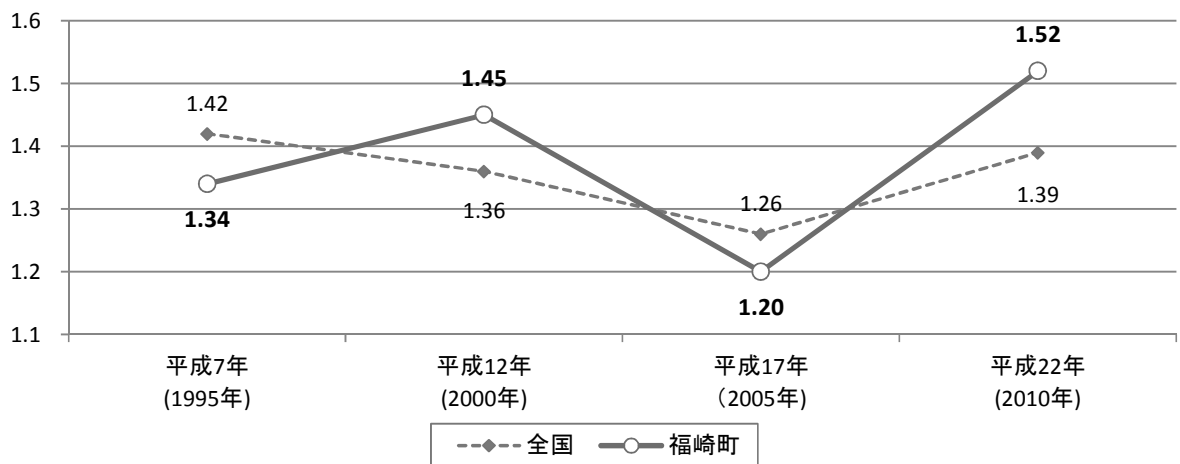


図4 合計特殊出生率の推移

資料：国勢調査

○出生・死亡数、転入・転出数の推移

出生・死亡数の推移をみると、増減を繰り返していますが、平成24年(2012年)以降は自然減の幅が年々小さくなっています。また、転入・転出数の推移をみると、増減を繰り返していますが、平成25年(2013年)以降は社会増に転じ、平成26年(2014年)は転入者が最も多く、113人となっています。

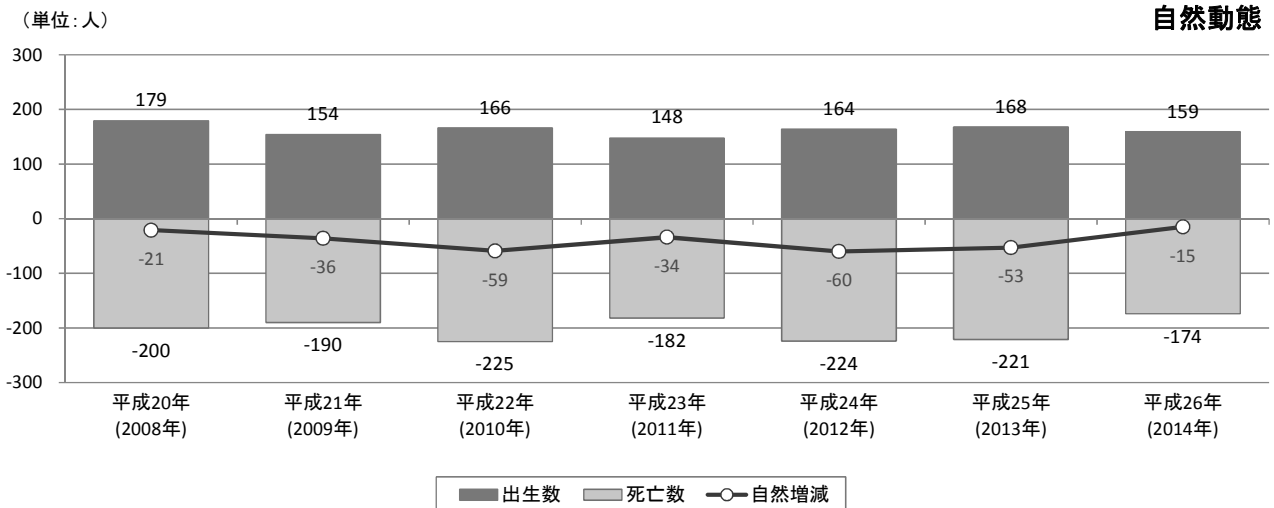


図5 出生・死亡数の推移

資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態について（総務省）

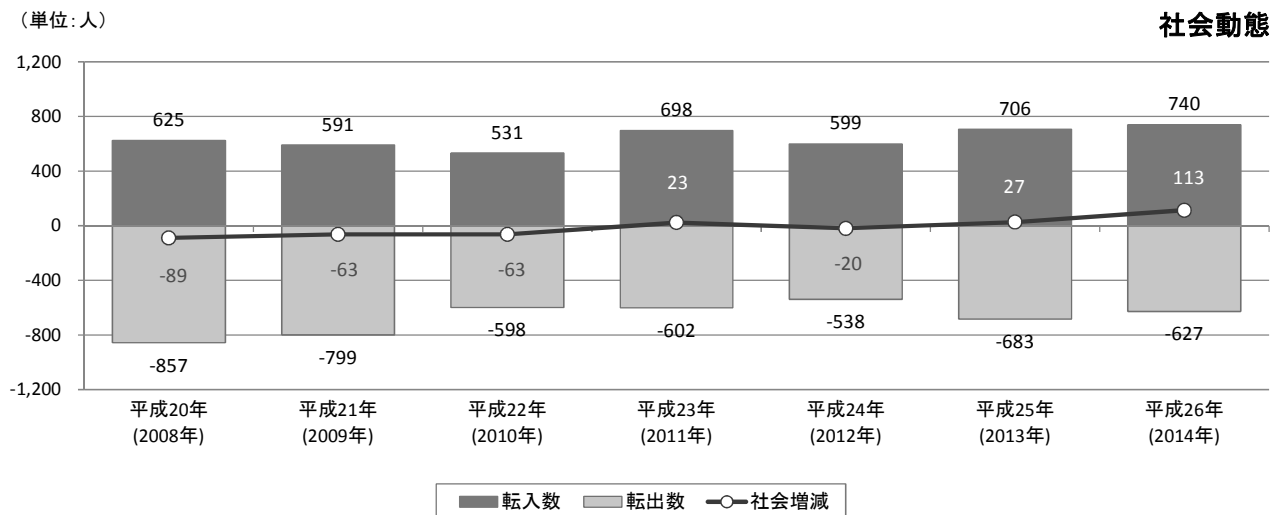


図6 転入・転出数の推移

資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態について（総務省）

○婚姻・離婚件数の推移

婚姻・離婚件数の推移について、婚姻・離婚件数ともに増減を繰り返していますが、平成25年(2013年)と平成26年(2014年)を比較すると、婚姻件数は19件増加、離婚件数は8件減少となっています。

(単位:件)

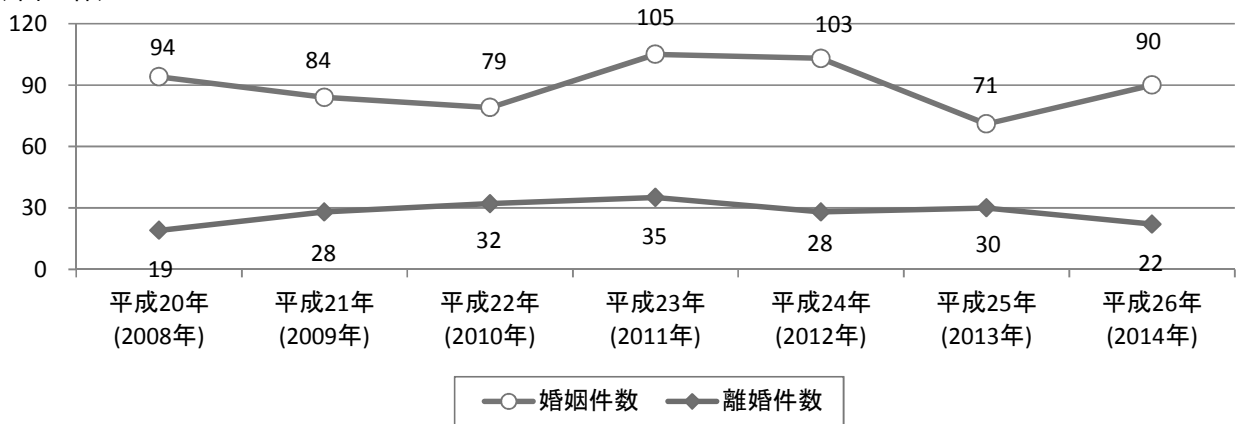


図7 婚姻・離婚件数の推移

資料：保健年報

○産業構造の推移

福崎町の産業構造の推移をみると、第一次産業と第三次産業の割合は増減を繰り返しており、第二次産業の割合は減少傾向となっています。平成22年(2010年)時点において、国・県と比較すると、第二次産業の割合は国・県を上回っていますが、第三次産業の割合は国・県を下回っています。

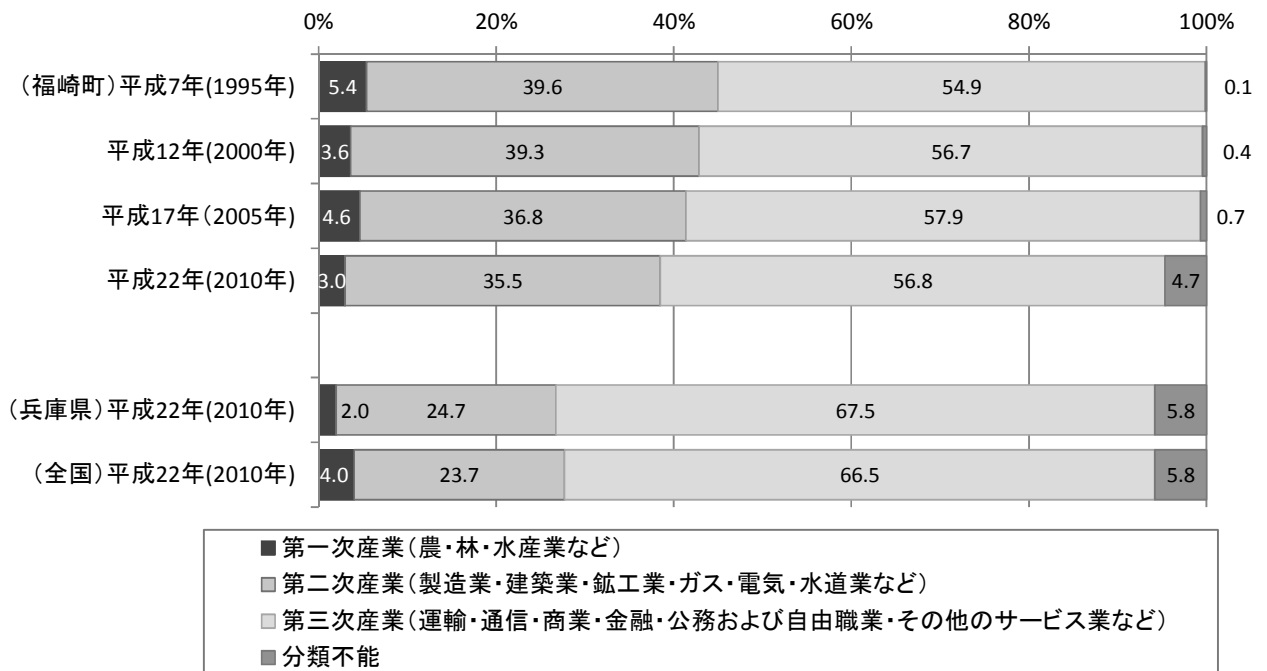


図8 産業構造の推移

資料：国勢調査

○女性の労働力率の状況

平成 22 年(2010 年)における福崎町の女性の労働力率を年齢別にみると、出産・育児をする女性が多くなるまでの 30 歳代で大きく低下しており、全国平均と同じ傾向の、いわゆる「M 字カーブ」を描いています。

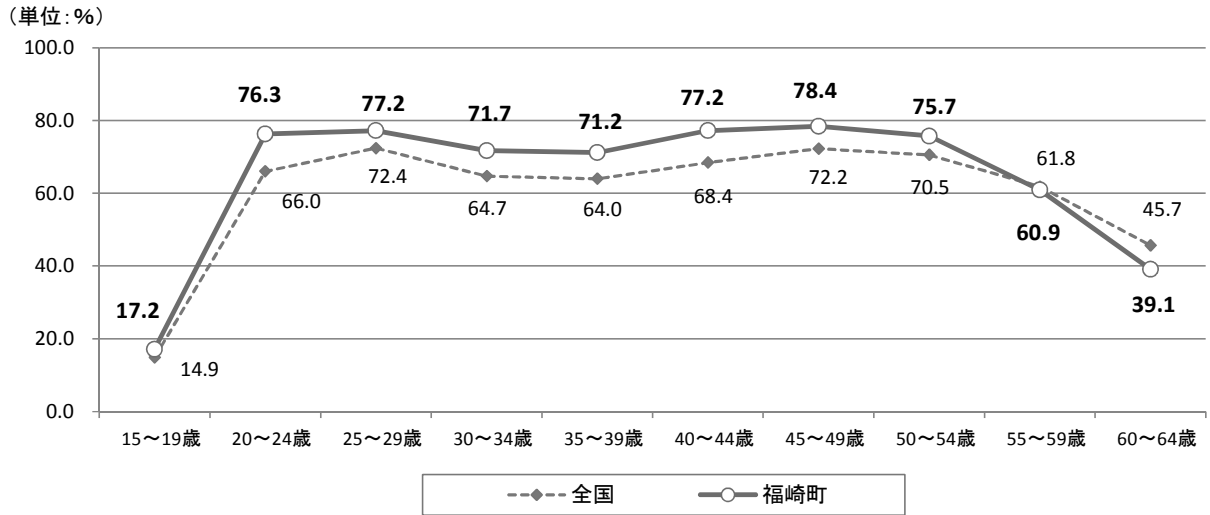


図 9 平成 22 年(2010 年)における女性の労働力率の状況

資料：国勢調査

3. 計画の性格

本計画は、「男女共同参画社会基本法」や「DV防止法」に基づく計画であり、国の「第4次男女共同参画基本計画（平成28年度(2016年度)～32年度(2020年度)）」及び兵庫県の「第3次兵庫県男女共同参画計画『ひょうご男女いきいきプラン2020』(平成28年度(2016年度)～32年度(2020年度))」、
「兵庫県DV防止・被害者保護計画（平成26年度(2014年度)～30年度(2018年度)）」の趣旨を踏まえて、福崎町が取り組むべき具体的施策を計画的に推進するための指針として策定するものです。

そして、上位計画である「福崎町第5次総合計画（平成26年度(2014年度)～35年度(2023年度)）」のもと、計画との整合性を図ります。

さらに、本計画中の「基本目標2」については「女性活躍推進法」第6条第3項に基づく「市町村推進計画」、「基本目標5」については「DV防止法」第2条の3第3項に基づく「福崎町配偶者等暴力(DV)対策基本計画」と位置付けます。

また、本計画は、福崎町の特性を考慮し、町民の意見を反映するために、男女共同参画に関する町民意識調査の結果や福崎町男女共同参画基本計画策定委員会からの意見や議論などを踏まえ、行政、住民、企業、各種団体、グループ、NPOなどが主体的な参画と協働のもと推進していくものです。

4. 計画の期間

本計画の期間は、平成28年度(2016年度)から平成37年度(2025年度)までの10年間とします。

ただし、国内外情勢の動向や社会・経済環境の変化に対応した施策を推進するため、必要に応じて見直しを行います。

		平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)	平成36年度 (2024年度)	平成37年度 (2025年度)
国	第4次男女共同参画基本計画			→									
兵庫県	第3次兵庫県男女共同参画計画			→									
	兵庫県DV防止・被害者保護計画	→											
福崎町	福崎町第5次総合計画	→											
	福崎町男女共同参画基本計画			→									

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本町が目指す男女共同参画社会を実現するために、次の基本理念を掲げます。

みんなの人権が尊重され、一人ひとりが輝くまち ふくさき

どのような状況、立場であろうとも、すべての人が希望を失わず、いきいきと生きられる社会をつくるには、まず、すべての人の人権が尊重されなければなりません。

そして、男女が真に平等であるためには、対等な関係であることが基本です。性に関係なく、それぞれが「一人のひと」として、互いを認め合い、資質・個性・能力を発揮できることが重要です。

性別、年齢、障がいの有無を越えて、誰もが可能性を追求し、チャレンジできる社会こそ、すべての人が活躍できる社会です。

2. 基本目標

【基本目標1】男女が互いの人権を尊重する社会の実現

男女ともに人権が擁護され尊重される社会をつくります。

【基本目標2】あらゆる分野において女性が活躍できる社会の実現

女性活躍推進法の市町村推進計画

将来にわたって持続可能で活力ある福崎町を創造するため、あらゆる人々が性別にとらわれない生き方ができ、男性も女性も社会の様々な分野で対等に参画する環境をつくります。

また、男女が性別によることなく、能力に応じた機会や待遇が確保され、その能力が十分に発揮できる雇用環境を整備します。

【基本目標3】男女共同参画を推進する教育の充実

男女共同参画の視点に立った教育・学習を推進し、家庭、学校、地域などにおける男女共同参画を実現します。

【基本目標4】誰もが安心して暮らせる福祉の充実

どのような状況にある人も安心した暮らしができる社会を実現します。

【基本目標5】配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援

福崎町DV対策基本計画

性別による差別的取り扱いや暴力などの人権侵害行為を根絶します。

3. 施策体系

基本目標1 社会の実現 男女が互いの人権を尊重する	1. 男女共同参画社会に向けた町民理解の推進	P14
	2. 人権を尊重する意識の定着	P18
	3. 多様な文化を持つ人々と共生する社会づくり	P20
	4. 相談機能の充実とネットワークづくり	P22
	5. セクシュアル・ハラスメントなどの防止対策の推進	P25
	6. 性的マイノリティへの理解と正しい認識の促進	P27

女性活躍推進法の市町村推進計画

基本目標2 社会の実現 すべての女性が活躍できる	1. あらゆる分野への女性の参画拡大	P29
	2. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する意識啓発の推進	P32
	3. 男女が共に育児のための休暇・育児休業、介護休業をとりやすい環境の整備	P35
	4. 女性の能力育成・開発に向けた啓発の推進	P38
	5. 行政分野及び学校教育分野における女性職員の登用促進	P40
	6. 審議会などにおける女性の積極的登用	P41
	7. 地域における男女共同参画の基盤づくりの推進	P42

基本目標 3

男女共同参画を推進する
教育の充実

- 1. ジェンダーにとらわれない保育・教育の推進 P45
- 2. 人権尊重につながる年齢に応じた性教育の推進 P48
- 3. メディアからの情報を主体的に読み解く能力（メディア・リテラシー）の育成 P49
- 4. 生涯を通じての学習機会の拡充と条件整備 P51

基本目標 4

誰もが安心して暮らせる
福祉の充実

- 1. ひとり親家庭への支援 P54
- 2. 女性の健康の保持・増進対策の充実 P55
- 3. 男性の育児知識・能力の育成と子育てへの参加促進 P57
- 4. 地域ぐるみの子育て支援と多様な保育サービスの提供 P58
- 5. 介護における意識改革 P59
- 6. 地域ぐるみの介護支援と在宅介護での家族支援の充実 P62
- 7. すべての人にやさしい「まちづくり」の推進 P64

基本目標 5

配偶者等に対する暴力の根絶と
被害者への支援

福崎町DV対策基本計画

- 1. DV被害の早期発見と相談体制の整備 P66
- 2. DV根絶に向けた啓発・教育の推進 P70
- 3. DV被害者への支援体制の整備 P73

第3章 施策の方向と内容

1. 【基本目標 1】 男女が互いの人権を尊重する社会の実現

(1) 男女共同参画社会に向けた町民理解の推進

● 現状と課題

男女共同参画社会とは、性別にかかわらず、お互いがお互いの人権を尊重し、利益も責任も分かち合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮することのできる社会です。

本町では、男女共同参画社会の実現を目指してサルビアセミナー講座*などを開催し、学習・研修の機会を提供してきましたが、セミナーの受講者も限られ、男女平等に向けた意識の定着というには十分ではありません。

町が実施した「男女共同参画に関する町民意識調査」(以下「町民意識調査」という。)結果では、男女共同参画に関する用語の認知度は低いものも多く、町は男女共同参画に関する情報提供を十分に行えていない現状があります。

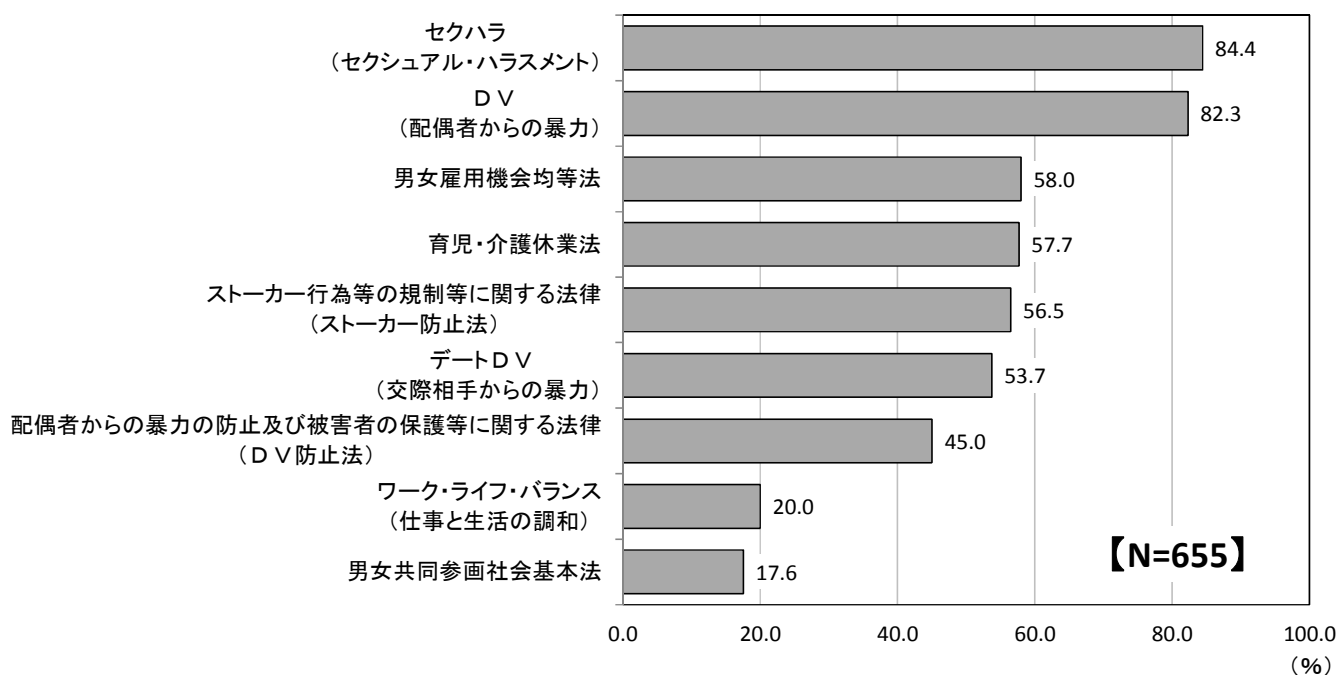


図 10 男女共同参画に関する用語の認知度

また、町民意識調査の「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「反対」は51.9%（「どちらかといえば」を含む）、「賛成」は43.2%（「どちらかといえば」を含む）の結果となり、約4割の町民に固定的な性別役割分担意識が依然として残っています。そして、年代によって考え方に差が生じています。

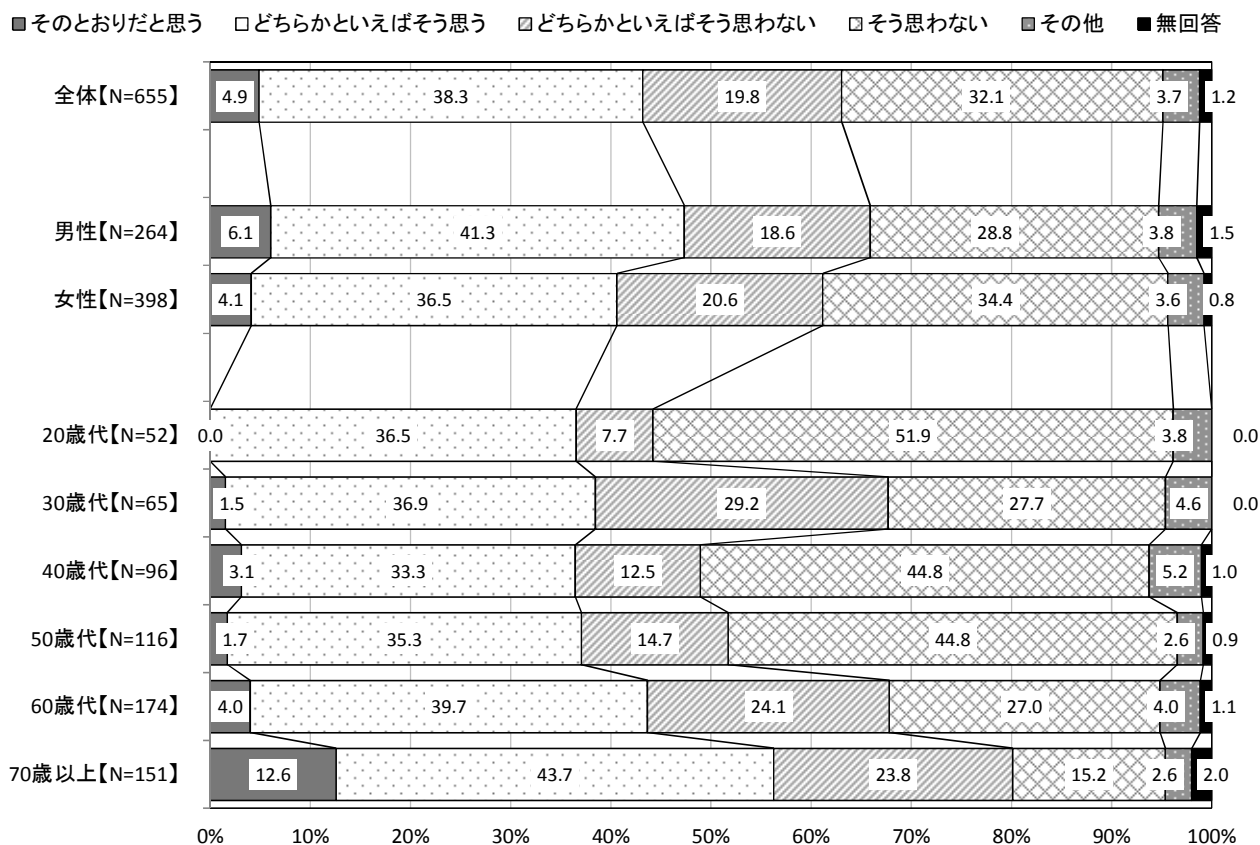


図 11 「男は仕事、女は家庭」という考え方

町民意識調査の「男女の地位の平等感」は男性が優遇されていると感じている人が多いのも現状です。

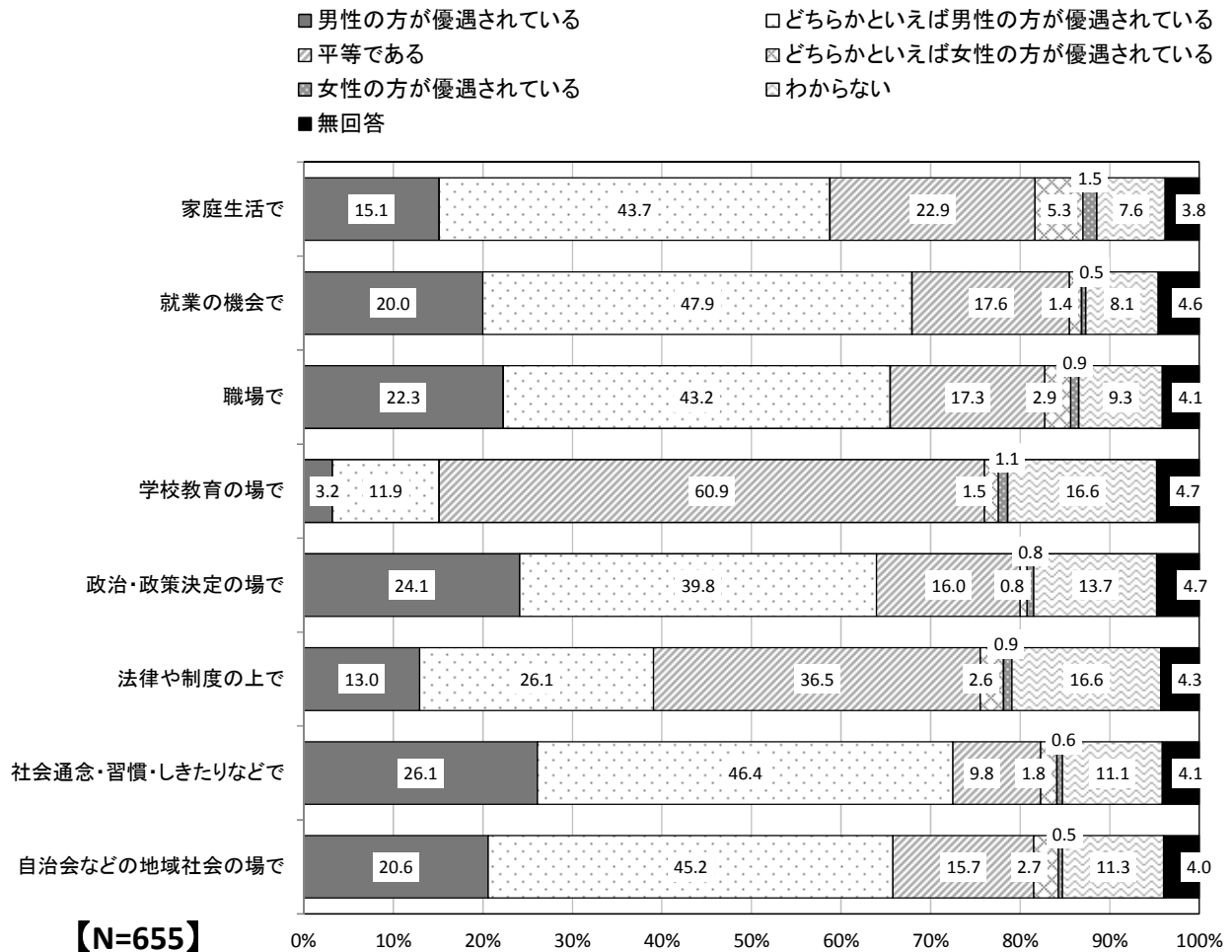


図 12 男女の地位の平等感

男女共同参画社会づくりの基盤として町民一人ひとりが固定的な役割分担意識にとらわれず、あらゆる場面において男女共同参画の視点を持つことが必要です。

そのためには、こうした固定的な性別役割分担や慣行などを見直すことができるよう男女共同参画に関する広報・啓発活動を進め、適切な情報提供を行い、町民の男女共同参画に関する認識を深めていきます。

さらに、男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重して、すべての人が様々な場面で活躍できる社会であり、すべての人にとって暮らしやすい社会であることから、男女共同参画を女性の視点からだけでなく、男性の視点からも捉えて、積極的に働きかけていきます。

▶ 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画を広く町民に浸透させるため、ホームページ、町の広報紙などで多様な情報提供を促進します。 ○社会教育関係施設（福崎町図書館、福崎町文化センターなど）の情報公開コーナーに男女共同参画に関する情報を公開し、町民への周知を図ります。 ○今後も引き続き、福崎町文化センターにおいて、サルビアセミナー講座（男女問わず）を開催します。講座で学んだことを日常生活で実践し、多くの人に伝えていけるよう、講座のあり方を工夫します。 ○6月の国の男女共同参画推進週間に、図書館で男女共同参画コーナーを設けて町民への周知をします。 ○兵庫県立男女共同参画センター・イーブンなどと連携し、男女共同参画に関する講座、セミナーなどへの参加を推進します。 ○女性に関する問題や男女共同参画に関する様々な資料（書籍、資料、DVDなど）をそろえた気軽に利用できる学習スペースの整備を検討します。 ○町民の意識を深めるため、法制度に関する情報提供を推進します。 ○男性自身の男性に関する固定的性別役割分担意識の解消を図るため、広報紙などで意識啓発を行います。 	社会教育課
○町が発行するすべての広報物において人権尊重の表現を徹底します。	すべての課

➤ 町民のみなさんができること

- 町の広報紙や人権啓発冊子などに留意して、男女共同参画に関心を持つ。
- 町が開催する講座などに積極的に参加して、自己研修する。
- 身の回りの男女の固定的な役割分担や慣行について、職場や家庭、地域で話し合い、見つめ直す。

（企業のみなさんをお願いすること）

- 男女共同参画に関する情報を収集し、従業員に提供しましょう。

(2) 人権を尊重する意識の定着

● 現状と課題

本町では、「差別を許さない明るい町宣言」を決議し、差別のないまちづくりに努めています。すべての人の基本的人権が尊重される地域社会づくりを目指し、あらゆる人権課題の解決に向け、家庭・地域社会・学校・職場において、人権意識の高揚を図る必要があります。

また、国の人権週間である12月4日～12月10日に人権フェスティバルを開催し、町民の人権意識の高揚を図っています。地域の実態にあった人権課題をテーマに取り上げ、自治会の人権教育推進委員会を中心に自治会学習会を計画し、団体研修などにも取り組んでいます。しかしながら、人権というと難しいこと、堅苦しいことと捉えられがちで、自治会学習会への参加者は減少し、固定化しています。

さらに、近年では、児童虐待、DV、いじめ、インターネットによる人権侵害など子どもの人権を脅かす事象が後を絶ちません。子どもの人権を守るため、人権擁護委員が学校を訪問し、人権教室を開催したり、**子どもの人権SOSミニレター***を用いた相談を行うなど、様々な人権問題がある中で、人権を尊重し、誰もが自分らしく暮らせる社会を目指すため、町が実施するすべての施策に人権尊重の視点を取り入れる必要があります。

★トピック 「差別を許さない明るい町宣言」について

憲法に示されているとおり、だれもが自由と平等に基づく権利を保障されなければならない。しかしながら現代社会において、これらの権利を侵害している実態がある、特に部落差別が生きている事実は、何としても悲しむべき、恥ずべきことであるとともに許されないことである。

国はこの問題の解決を「政治の責任であると同時に国民の課題である」ことを法によつて明らかにした。

本町においても、行政の責任において、同和問題の解消を図るとともに、町民はひとりひとりの課題であるという認識を高め、基本的人権を侵すことは絶対に許さないという姿勢を確立してあるべからざる差別のながき歴史に終止符をうたねばならない。

ここに全町民の願いをこめて、相互に人権を尊重しあえる、明るい、住みよい町づくりに、たゆまず努力することを宣言する。

昭和50年(1975年)12月11日

▶ 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
○人権擁護委員が行う事業などを引き続き支援します。	住民生活課
○町民の「男女共同参画」への理解、意識改革を行うため、広報などを用いて啓発活動を行います。 ○若い世代に対し、人権フェスティバルや自治会学習会などへの参加を促します。 ○地域の実態にあった人権課題をテーマにとりあげ、自治会学習会を行います。また、自治会学習会への参加者が増える雰囲気づくりを行います。 ○社会教育関係施設（福崎町図書館、福崎町文化センターなど）の情報公開コーナーに男女共同参画に関する情報を公開し、町民への周知を図ります。	社会教育課
○すべての職員が高い人権意識を持って職務を遂行します。	すべての課

➤ 町民のみなさんができること

- 町の広報紙に留意したり、町が実施する事業に参加したりして、人権尊重の視点が町の施策に取り入れられているかに関心を持つ。
- 積極的に人権フェスティバル、自治会学習会に参加する。

（企業のみなさんをお願いすること）

- 企業内で、あらゆる人権課題に関する研修会を開催しましょう。
- 企業も積極的に人権フェスティバルに参加しましょう。

(3) 多様な文化を持つ人々と共生する社会づくり

● 現状と課題

本町における外国人比率は兵庫県内でも高く、外国人が安心して暮らせる日常生活のサポート、災害及び緊急時のネットワークを構築し、信頼関係を築いて共生していくことが求められており、男女を問わず外国人は、言語の違い、文化・価値観の違いや地域における孤立など、困難な状況に置かれており、その状況に応じた支援を進めなければなりません。

本町では町内在住の外国人に、日本語ボランティアが日本語学習や生活情報の提供を行い、誰もが暮らしやすいまちづくりを目指し、福崎町文化センターにおいてふくさき日本語サロン[※]を設けています。また、国際食文化交流の会において、町内在住の外国人が暮らしやすく、日本人と外国人が異なる文化を尊重しながらともに生活できる環境づくりを進めるため、料理を通して国際交流を行っています。

今後は、さらに男女共同参画の視点に立ち、本町で働き、生活する外国人への教育、住宅、就労支援、多言語での情報提供や相談体制の整備などについて、実態を踏まえながら進める必要があります。

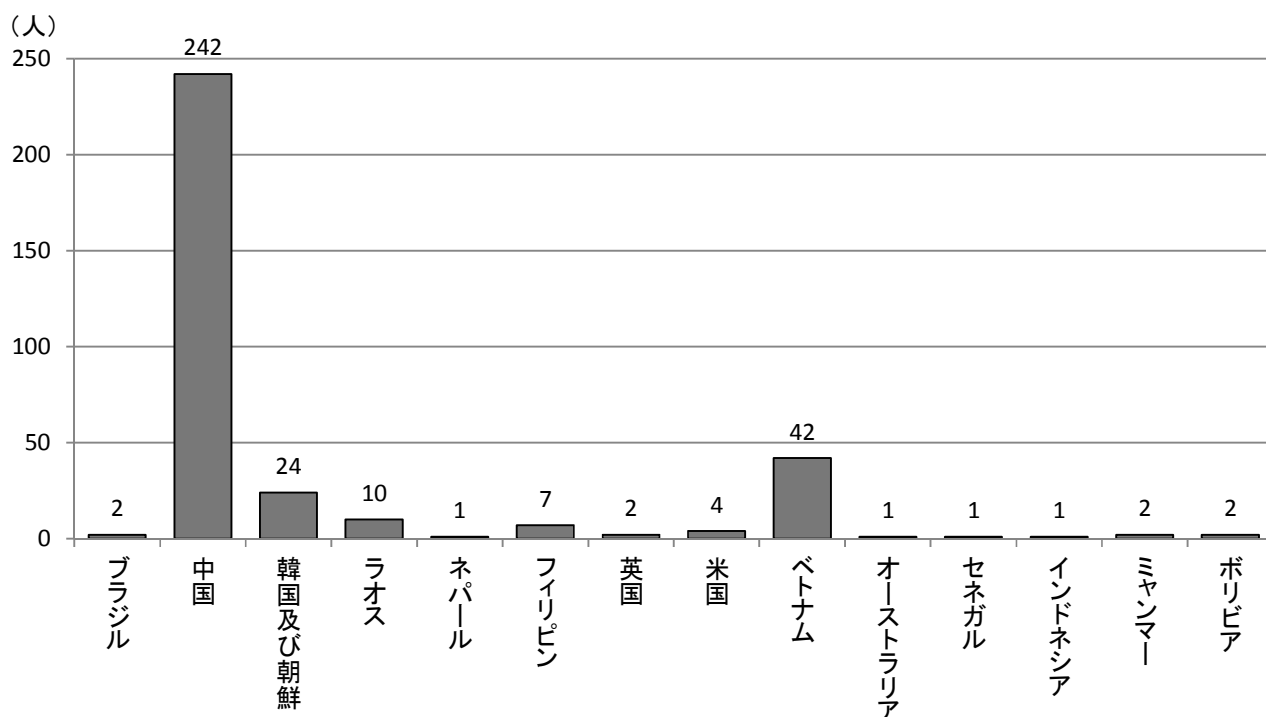


図 13 外国人国籍別人口表 平成 27 年 (2015 年) 4 月 1 日現在

資料：住民基本台帳

▶ 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
○日本語ボランティアを育成します。 ○今後も引き続き、「ふくさき日本語サロン」、「国際食文化交流の会」において、異なる文化を尊重し、誰もが暮らしやすいまちづくりを目指します。	社会教育課
○外国人の生活支援として、生活情報や日常生活に関する相談対応、ホームページ、パンフレットなどの外国語表記の促進など、行政サービスの充実を図ります。	すべての課

➤ 町民のみなさんができること

○日本語ボランティアの会や国際食文化交流の会に積極的に参加し、外国人の方と交流を図り、日本と異なる文化に触れる。

(企業のみなさんをお願いすること)

○外国人の従業員のみなさんに、「ふくさき日本語サロン」などの事業を紹介しましょう。

(4) 相談機能の充実とネットワークづくり

● 現状と課題

現在、家庭などでの子どもや高齢者、障がいのある人に対する身体的・心理的虐待、介護の放棄などが社会的な問題となっています。虐待行為は、被害者の人間としての尊厳と心身を侵害する許されない行為であることから、虐待行為の防止と支援体制の構築を図る必要があります。誰もが社会で孤立することなく、家庭や地域の中で安心して生活できるよう、相談体制の充実を図る必要があります。

本町では、児童虐待を防ぐため、**要保護児童対策地域協議会***の児童部会において、関係機関や専門機関で構成する委員により、実務者会を年2回程度実施するとともに、随時、必要に応じて担当者が参集し、**ケース会議***を開催しています。さらに、児童虐待予防月間（11月）にリーフレットを配布し、町民の児童虐待に対する関心を高めています。また、妊婦相談（母子健康手帳交付時）、家庭訪問、乳幼児健診、相談などの機会に、子どもを観察し、児童虐待の早期発見に努めるとともに、健診未受診者に連絡をとり、子どもの成長発達や虐待リスクがないかの確認を行っており、子育てが孤立しないよう教室などで妊婦や母親が交流できる機会を設けています。

高齢者虐待を防ぐため、民生委員・担当**ケアマネジャー***・**サービス事業所***などからの情報で実態把握を行っています。認知症は家族の精神的負担が大きいと考えられ、高齢社会により、今後認知症の方は増加するものと思われ、虐待の増加も見込まれます。

障がいのある人への虐待相談・通告数は少ない現状です。しかし、障がいのある人への虐待は周囲に気付かれにくく、発見ができない、遅れるなどの課題があります。

今後は、相談しやすい窓口の整備と、関係機関の連携、相談体制の強化に取り組む必要があります。

▶ 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
○人権相談員は現在3名のうち1名が女性です。新たに女性委員を増員します。	住民生活課
○ マンパワー* を確保し、専門性の向上に努めるとともに、通報があった時の対応や日頃からの関係機関との連携を密にするなどの対策強化を図ります。 ○今後も引き続き、児童虐待予防月間（11月）にリーフレットを配布し、町民の児童虐待に対する関心を高めます。 ○民生委員・ケアマネジャー・サービス事業所などとの連携をより密にします。 ○ 認知症カフェ* などの家族支援の場を設けます。 ○発達障害は周囲から気づかれにくく、その特性から虐待の ハイリスク* となるため、発達障害の早期発見、早期支援及び家族への受容・理解を促すための支援を進めます。 ○相談しやすい体制を整えるため、定期的に関係機関で連絡会を開催します。	健康福祉課
○様々な問題の相談窓口を充実させるとともに、総合的な相談体制の確立に向け、関係諸機関との連携を強化します。	すべての課

▶ 町民のみなさんができること

○虐待行為などの被害にあったり、周りの人が被害にあっていることに気づいたときは、一人で抱え込まず、保健センターなどの公的機関へ相談する。

○虐待について学び、正しい認識を持つ。そして、暴力・暴言は許さないという強い意志を持つ。

(企業のみなさんをお願いすること)

○気軽に相談できるよう、企業内でのコミュニケーションが円滑にできる雰囲気づくりに努めましょう。

◆町関係相談所（相談）一覧

相談名	相談内容	相談日	場所
人権相談	基本的人権の侵害に関する相談	毎月第3水曜日 10:00～15:00	サルビア会館
なやみごと相談	悩み事なら何でも	毎月第1、3水曜日 13:00～15:00	サルビア会館
法律相談	法律の相談	毎月最後の水曜日	サルビア会館
母子相談	母子家庭の生活一般、扶養している児童の問題など	毎月第2月曜日 10:30～15:00	サルビア会館
行政相談	行政に関する相談	毎月第3水曜日 13:00～15:00	サルビア会館
子育て相談	乳幼児期の子育てに関する相談	月～金曜日（祝日除く） 9:00～17:00 土曜日（祝日除く） 9:00～12:00	福崎子育て支援センター （福崎幼稚園内）
		火～金曜日（祝日除く） 9:00～16:00	西部子育て学習センター （文化センター内）
		月～木曜日（祝日除く） 9:00～16:00	東部子育て支援センター （田原幼稚園内）
子育て相談	専門員による個別相談	第3火曜日 10:00～14:00	文化センター2階和室
消費者相談	消費生活に関する苦情、問合せ	毎週火～金曜日 9:00～16:00	生活科学センター
健康に関する相談	妊娠～出産、乳幼児から高齢者まで健康に関する相談	月～金曜日（祝日除く） 8:30～17:15	保健センター

相談名	相談内容	相談日	場所
介護保険・介護サービスなどに関する相談	介護保険の申請に関する相談、介護サービスの利用に関する相談、介護予防サービスに関する相談、成年後見人制度に関する相談、高齢者などの虐待に関する相談	月～金曜日 8:30～17:15 ※上記以外は役場にて対応)	地域包括支援センター (保健センター内) 福崎町社会福祉協議会 在宅介護支援センター
ボランティア相談	ボランティア活動の紹介・ボランティア派遣相談	月～金曜日 8:30～17:15 (年末年始・祝日除く)	福崎町社会福祉協議会
障害福祉・障害福祉サービスなどに関する相談	障害福祉サービスに関する相談や虐待に関する相談	月～金曜日 8:30～17:15 (年末年始・祝日除く) ※上記以外の虐待相談は役場にて対応	福崎町障害相談支援センター 香翠寮相談支援事業所

(5) セクシュアル・ハラスメントなどの防止対策の推進

● 現状と課題

職場におけるセクシュアル・ハラスメントなどを防止するために、事業主が講じるべき措置などについて周知徹底を図るとともに、町においても、引き続き職場におけるセクシュアル・ハラスメントなどを防止し、職員がその能力を十分発揮できるような良好な職場環境を確保することが重要です。

本町では、行政職員における事案について相談があれば、総務課で対応しています。企業では、セクシュアル・ハラスメントに関する研修を定期的に行っていますが、今後もさらに充実させることが求められています。

男女雇用機会均等法^{*}及び同法に基づく指針、育児・介護休業法^{*}について周知するとともに、研修や講座の開催により、パワーハラスメント、マタニティハラスメントなどのハラスメント問題についての啓発が必要です。

☆ トピック セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント

について

セクシュアル・ハラスメントとは、「性的嫌がらせ」のことで、略してセクハラといわれます。相手の意思に反して不快や不安な状態に追いこむ性的な言動を指します。

パワーハラスメントとは、職場のパワーハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれます（厚生労働省「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告」（平成24(2012)年1月30日））。

マタニティハラスメントとは、妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取扱いのことで、略してマタハラといわれます。このような不利益な取扱いは、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法で禁止されています（厚生労働省・都道府県労働局）。

▶ 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
○研修などにより行政職員への啓発を行い、セクシュアル・ハラスメントなどの事案に対する相談窓口を確立します。	総務課
○企業に対して、男女雇用機会均等法及び同法に基づく指針、育児・介護休業法について周知します。	地域振興課
○あらゆる職場に対して、セクシュアル・ハラスメントに対する理解を深めるよう啓発活動を推進します。 ○兵庫県立男女共同参画センター・イーブンや警察、病院などの関連機関と連携して、被害者の保護体制の充実、社会復帰のための支援を推進するとともに、相談しやすい環境づくりを推進します。	社会教育課

➤ 町民のみなさんができること

- 日頃の何気ない言動が相手を傷つけていないか、研修などに参加して自分自身で確認する。
- セクシュアル・ハラスメントなどの被害にあったり、周りの人が被害にあっていることに気づいたときは、保健センターなどの公的機関に相談する。

(企業のみなさんをお願いすること)

- 従業員の意識啓発に取り組み、セクシュアル・ハラスメントなどのない職場づくりに努めましょう。
- セクシュアル・ハラスメントなどを受けた時に相談できる場の整備を進めましょう。

(6) 性的マイノリティへの理解と正しい認識の促進

● 現状と課題

今日では、「体の性」と「心の性」とが異なるために、性別によって文化的・社会的な取り扱いが区別されるような場面で、「心の性」と異なる振る舞いや性役割を要求され精神的苦痛を被るという、性同一性障害における性的マイノリティの課題も、セクシュアル・ハラスメントを論ずる際に欠かすことができない視点となりつつあります。性的マイノリティに対して、「ふつう」ではないとして、偏見を持ち、差別、蔑視し、排除することをなくし、多数派と異なる生き方を認める社会を構築していく必要があります。

本町では、教職員を対象に、性的マイノリティの研修を実施しましたが、住民や企業などを対象とした啓発などを行っていません。男女を問わず、性的指向や性同一性障害を理由に困難な状況に置かれている人々への差別や偏見を解消するため、あらゆる人を対象にした啓発や相談、調査・研究を行う必要があります。

☆ トピック 性的マイノリティについて

性的マイノリティとは、同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のことをいいます。

また、性的指向とは、人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指し、性同一性障害とは、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」では、「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有するものであって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する2人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているもの」と定義されています。

さらに、最近では、性的マイノリティを、以下の表の頭文字をとって、「LGBT」とも呼ばれています。

- ・ L (レズビアン) : 女性の同性愛者
- ・ G (ゲイ) : 男性の同性愛者
- ・ B (バイセクシュアル) : 両性愛者
- ・ T (トランスジェンダー) : 生まれたときの法的・社会的性別とは違う性別で生きる人、生きたいと望む人

▶ 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
○教職員が性的マイノリティに関する研修に積極的に参加します。	学校教育課
○性同一性障害をとりまく課題について、町民に深く理解してもらえよう、 広報などを用いて啓発します。 ○同性愛者など性的指向に関して少数派の方々への根強い偏見や差別をなくす ため、広報などを用いて、この課題についての関心と理解を深めます。	社会教育課
○すべての職員が性的マイノリティの研修に積極的に参加し、性的マイノリテ ィへの理解を深め、職務を遂行します。	すべての課

➤ 町民のみなさんができること

- 町の広報紙などに留意して、性同一性障害をとりまく課題について関心を持つ。
- 他人事と思わず、自分事として性的マイノリティの課題について考える。

(企業のみなさんをお願いすること)

- 性的マイノリティに関する研修会を開催しましょう。
- 同性愛者など性的指向に関して少数派の方々への支援体制を整えましょう。

2. 【基本目標 2】すべての女性が活躍できる社会の実現

(1) あらゆる分野への女性の参画拡大

● 現状と課題

活力ある経済・社会を創造していくためには、多様な人材の能力を活用するとともに、新たな視点や発想を取り入れていくことが重要です。そのためには男女がともに社会のあらゆる分野に対等に参画する環境をつくる必要がありますが、現状では政治・経済などの分野における政策・方針決定過程への女性の参画は進まず、人口の約半分を占める女性の意見が十分に反映されているとは言い難い状況が続いています。

国においては、男女共同参画社会の実現に向け、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位を女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標（平成15年(2003年)6月20日男女共同参画推進本部決定、『2020年30%』の目標）を達成するため、女性の参画を拡大する最も効果的な施策の1つであるポジティブ・アクションを推進し、関係機関への情報提供・働きかけ・連携を行っています。

また、平成27年(2015年)8月に「女性活躍推進法」が成立したことを受け、女性活躍に向けた気運が高まりつつありますが、あらゆる分野への女性の参画をさらに拡大するためには、制度の整備や施策の実施とあわせて、社会全体の意識醸成を推進するとともに、指導的地位の多くを占める男性が、女性活躍を推進し、男女共同参画に理解を示していくことが重要です。

ポジティブ・アクションに取り組む企業割合は、企業規模が小さくなるにつれ低くなっており、企業・民間団体などへのポジティブ・アクションの啓発は十分に行えていない現状があります（資料出所：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（2006年））が、本町では今後は、女性の能力を十分活かすため、企業などへのポジティブ・アクションの啓発を積極的に取り組む必要があります。

★ トピック ポジティブ・アクションについて

ポジティブ・アクションとは、固定的な性別による男女の役割分担意識や過去の経緯から、「営業職に女性はほとんどいない」「課長以上の管理職は男性が大半を占めている」などの差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取り組みをいいます。

社内制度には男女差別的な取扱いはないのに「なかなか女性の管理職が増えない」「女性の職域が広がらない」そのために女性の能力が十分に活かされていないといった場合に、このような課題を解決し、実質的な男女均等取扱いを実現するために必要となるものです。

また、ポジティブ・アクションには、個々の労働者の能力発揮を促進するだけでなく、企業にも様々なメリット（女性労働者の労働意欲の向上、女性の活躍が周囲の男性に刺激することにより生産性が向上、多様な人材による新しい価値の創造、幅広い高い質の労働力の確保、外部評価（企業イメージなど）の向上）があります。

★トピック 女性活躍推進法の概要について

【目的・基本原則】（第1条・第2条）

本法は、基本法の基本理念にのっとり、自らの意思によって働き又は働こうとするすべての女性の活躍を迅速かつ重点的に推進し、その結果として男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会を実現することを目的としており、基本原則を次のとおり規定しています。

- (1) 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供・活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行の影響への配慮が行われること
- (2) 必要な環境整備により、職業生活と家庭生活の円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- (3) 本人の意思が尊重されること

なお、本法が対象とするのは、正規雇用、非正規雇用といった雇用形態や、ひとり親世帯、単身等の家族形態によって、その対象が限定されるものではなく、自らの希望によって働き又は働こうとするすべての女性となります。

【都道府県推進計画等】（第6条）

都道府県及び市町村は基本方針（市町村にあっては、都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び同計画）を勘案して、その区域内における女性の職業生活の活躍についての計画を定めるよう努めることとしています。地方分権の観点からその策定は努力義務としていますが、地域の実情に応じた形で女性の活躍を円滑に推進するため、積極的な策定が期待されます。

【事業主行動計画・情報公表】（第7条・第8条・第15条～第17条）

雇用主としての民間企業等（一般事業主）及び国・地方公共団体（特定事業主）は、政府が別途定める事業主行動計画策定指針（以下「策定指針」という。）に即して、それぞれ一般事業主行動計画又は特定事業主行動計画（以下「行動計画」という。）を策定・公表すること等としています。

その策定に当たっては、各事業主の女性の採用比率や管理職比率、労働時間の状況、継続勤務年数の男女差等について把握・分析を行い、その結果を勘案して、数値目標や取り組みを行動計画に盛り込む必要があります。

また、各事業主は、上記のほか、女性の求職者の職業選択に資する情報についても定期的に公表することとしています。

	一般事業主		特定事業主
	常時雇用する労働者が301人以上	常時雇用する労働者が300人以下	(国、地方公共団体) 〔政令で規定〕
事業主行動計画の策定（*1）	女性の活躍状況の把握・分析（*2）	義務	努力義務
	行動計画の届出	義務	（行動計画を策定する場合は義務）
	行動計画の労働者／職員への周知	義務	（努力義務）
	行動計画の公表	義務	（行動計画を策定した場合は義務）
取組の実施状況の公表	—	—	義務
取組実施・目標達成	努力義務	（行動計画を策定した場合は努力義務）	努力義務
職業選択に資する情報の公表	義務	努力義務	義務

（*1）女性の活躍状況の把握・分析を踏まえ、数値目標や取組内容などを盛り込んだ「事業主行動計画」の策定
（*2）女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析
【参考】状況把握する事項 ①女性採用比率 ②継続勤務年数の男女差 ③労働時間の状況 ④女性管理職比率 等

▶ 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
○広報などを用いてポジティブ・アクションについて周知します。 ○ポジティブ・アクションに取り組む優良企業を表彰する制度などを設けたり、 ポジティブ・アクションに取り組む企業を広報に掲載します。 ○「女性活躍推進法」に基づき企業の実態を把握します。 ○従業員が 300 人以下の企業にも、一般事業主行動計画の策定を促し、女性の 活躍推進に取り組む企業を支援します。	地域振興課
○広報、リーフレットを用いてポジティブ・アクションについて啓発します。	社会教育課

➤ 町民のみなさんができること

- 男女がともに能力を発揮できる職場環境を実現する。
- 職場における男女の役割を見直す。

(企業のみなさんをお願いすること)

- 性別にとらわれた配置、昇進の有無がないか、見直しを実施しましょう。

(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する意識啓発の推進

● 現状と課題

国が推進しているワーク・ライフ・バランスとは、市民一人ひとりが、年齢や性別に関わらず、やりがいや充実を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、健康を維持し、趣味・学習、ボランティア活動や地域社会への参画などを通じた自己実現を可能とするものです。

すべての人が仕事と家庭生活や地域活動などに取り組めるよう、ワーク・ライフ・バランスの社会的気運を醸成し、ライフスタイルに応じた多様な働き方の普及促進が必要です。

町民意識調査結果では、生活の中における仕事、家庭生活、地域活動・個人の時間の優先度について、現実と理想を比較すると、現実としての差が最も大きいものは、「仕事を優先」が36.6ポイント差、希望としての差が最も大きいものは、「仕事、家庭生活、地域活動や個人の時間の並立」が20.6ポイント差となっており、現実としては仕事を優先しているものの、仕事、家庭生活、地域活動・個人の時間の並立を希望していることが分かります。

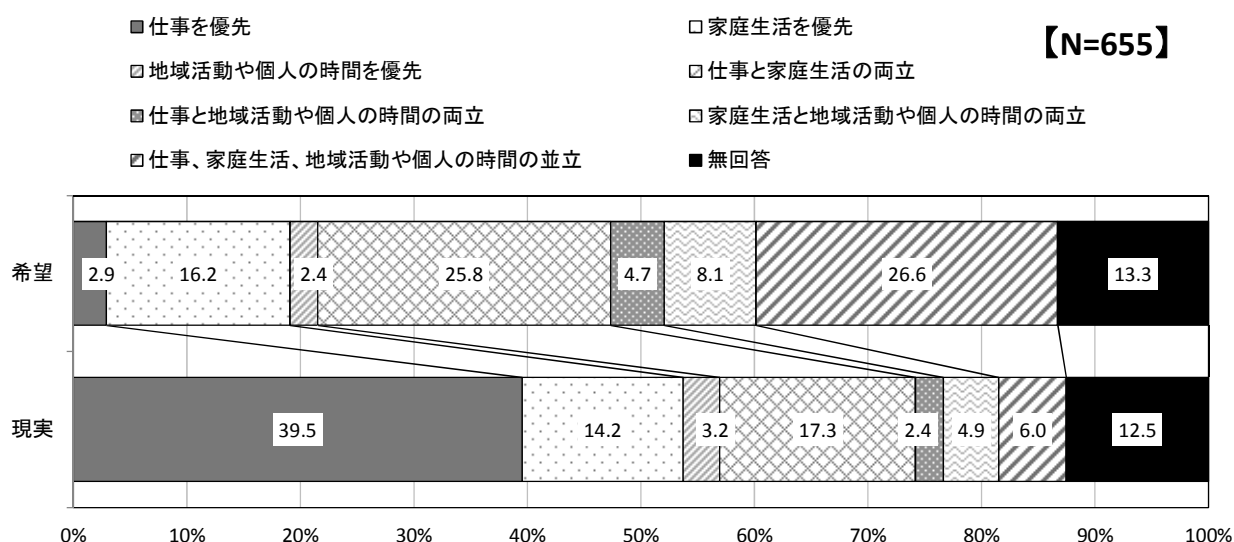


図 14 生活の中における仕事、家庭生活、地域活動・個人の時間の優先度

今後は、従来の仕事中心の意識の見直し、働き方を見直しを大幅に進める必要があります。近年、ワーク・ライフ・バランスは、企業にとっても、業務改善による効率化、優秀な人材の確保や従業員のモチベーション向上などの効果が得られるなどのメリットがあることから、人材活用・組織活性化のための経営戦略として取り組まれつつあります。

また、ワーク・ライフ・バランスを推進するために企業に取り組んでほしいことについて、「休業制度（育児休業や介護休業など）の拡充」が最も多く 53.3%、次いで「職場の同僚や上司の理解」が 46.1%、「短時間勤務、時差出勤など柔軟な勤務形態」が 44.1%と続いています。

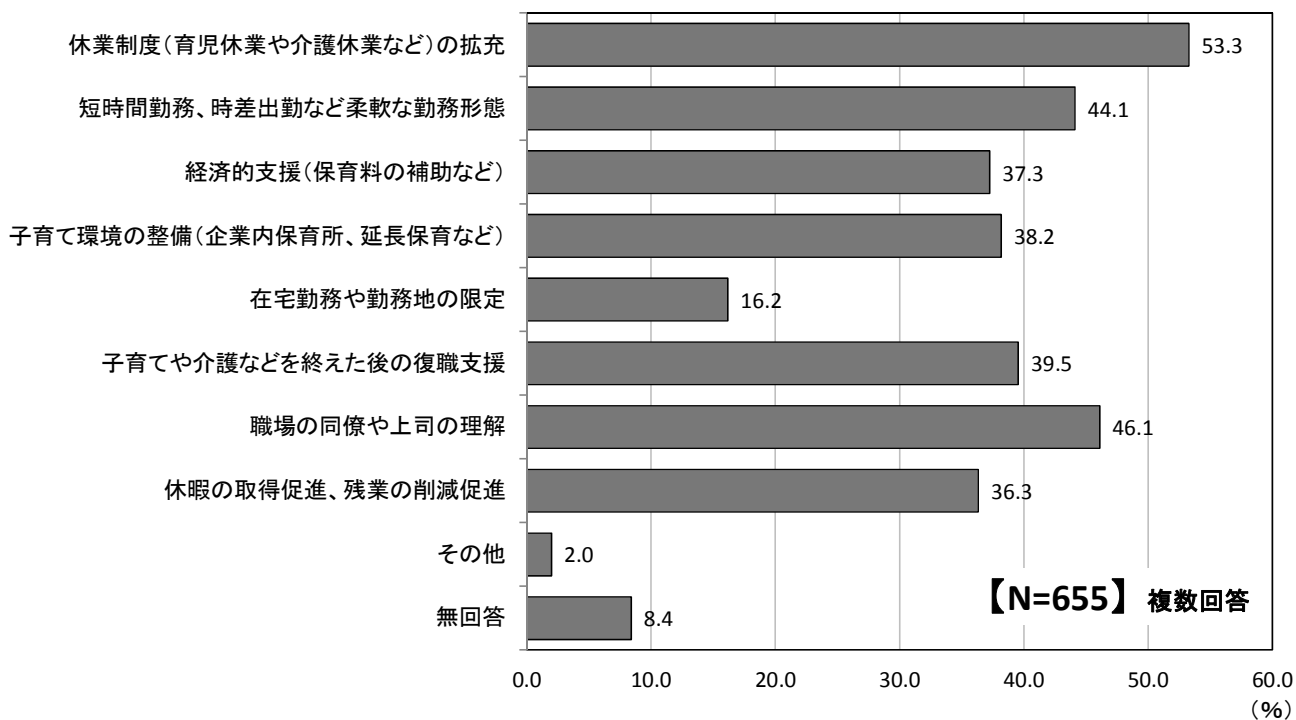


図 15 ワーク・ライフ・バランスを推進するために企業に取り組んでほしいこと

▶ 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
○管理職の指揮のもと、業務の効率的な遂行を心掛け、課員の相互協力により時間外勤務の縮減や休暇の取得率向上に取り組みます。	総務課
○広報紙を用いたワーク・ライフ・バランスの啓発を推進します。 ○男性の働き方について考える講座などを実施し、企業に対するワーク・ライフ・バランスの啓発を推進します。	地域振興課
○企業に対してもワーク・ライフ・バランスについての認識を深めてもらうよう啓発活動を推進します。	社会教育課

➤ 町民のみなさんができること

- 仕事と家庭生活、地域活動の並立ができるよう働き方を見直す。
- 男女がともに家庭を支えていることを認識し、お互いを思いやる。
- 短時間勤務やフレックスタイム制*、在宅勤務*など、多様な働き方ができる職場づくりを進める。

(企業のみなさんをお願いすること)

- 従業員に対し、労働に関する法制度などの情報提供を進めましょう。
- 先進事例を参考に従業員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて支援しましょう。

(3) 男女が共に育児のための休暇・育児休業、介護休業をとりやすい環境の整備

● 現状と課題

働くことは、生活の経済的基盤であり、働く機会は男女に関係なく平等に保障されています。

社会問題となっている少子高齢化を踏まえ、男女ともに子育てや介護を担うことができるようにしなければなりません。また、長時間労働を前提とした従来の働き方を見直すことなどが、育児・介護なども含め、家族が安心して暮らし、家庭的責任を果たす上でも重要で、企業にとっても生産性向上や優秀な人材確保に役立つとされています。

本町では、特定事業主行動計画を策定し、仕事と子育てを両立できるよう両立支援制度^{*}の周知を行っています。女性の育児休業取得率は100%ですが、男性の育児参加などに関する休暇取得は少ないのが現状です。また、企業における両立支援制度活用状況は把握できていません。

町民意識調査結果では、男性が育児休業を取ることに、「積極的に取った方がよい」が最も多く38.9%、次いで「どちらかといえば取った方がよい」が35.9%、「どちらかといえば取らない方がよい」が11.1%と続いています。

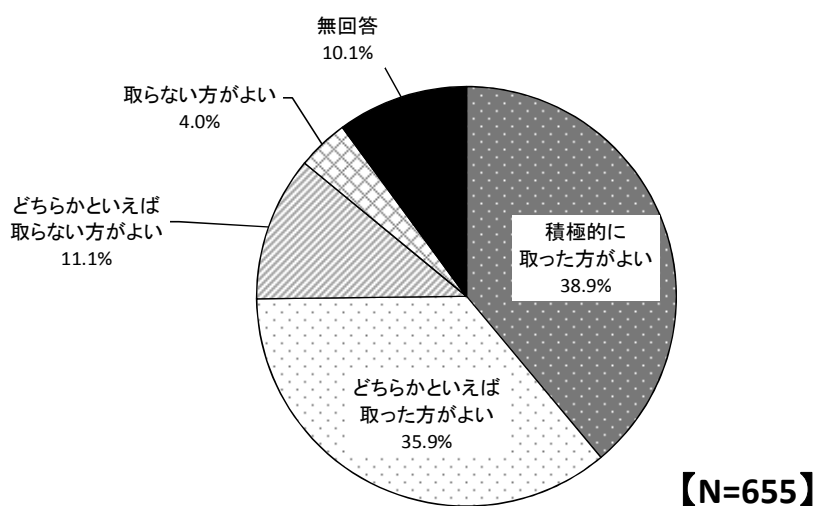


図16 男性が育児休業を取ることに

また、育児や介護で休みを取る男性が少ない理由について、「職場の理解が得られないから」が最も多く 63.5%、次いで「職場の雰囲気」が 57.3%、「取得後の職場復帰への不安があるから」が 49.2%と続いています。

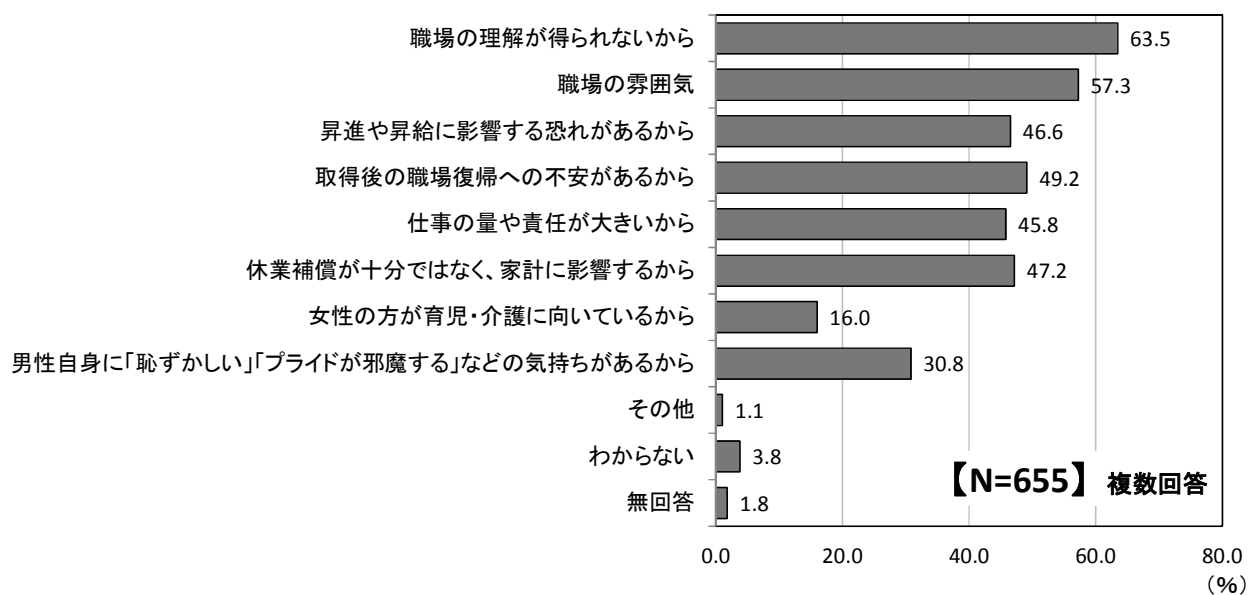


図 17 育児や介護で休みを取る男性が少ない理由

企業に対して「男女雇用機会均等法」、「労働基準法」、「育児・介護休業法」などの労働に関する法律や、仕事と育児・介護などの両立のための制度などの情報を提供し、職場における性別による業務内容の固定化や慣行の見直しを図るため、男女平等の職場づくりに向けた意識づくりを推進する必要があります。

▶ 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
○制度の周知を行うとともに、休暇を取りやすくなるよう、管理職からの積極的な働きかけを行います。 ○既存の業務・行事などを整理し、簡素・合理化していくよう検討し、休暇などを取得しやすくします。	総務課
○企業が従業員の仕事と生活の調和を支援できるよう、先進事例を紹介します。 ○「男女雇用機会均等法」、「労働基準法」、「育児・介護休業法」などの労働に関する法律や、仕事と育児・介護などの両立支援制度などの情報を企業に提供します。	地域振興課

➤ 町民のみなさんができること

- 一人ひとりが家族の一員としての自覚を持ち、家事、育児、介護など、家庭の仕事は協力して行う。
- 必要に応じた休暇が取りやすく、長時間労働のない働きやすい職場づくりを進める。

(企業のみなさんをお願いすること)

- 従業員の子育て・介護への参加を支援しましょう。

(4) 女性の能力育成・開発に向けた啓発の推進

● 現状と課題

自己の能力を発揮し、自らの生計を立てるために自由に職業を選択できるということは、性別にかかわらず、憲法にも保障された人権の一つです。

日本女性の労働力率は、結婚や出産、子育て期に低下するM字カーブを描いています。本町の女性の労働力率（P 9 図9 参照）も例外ではありません。

しかしながら、結婚や出産後も働き続けたい、また、退職後に再び働きたいと考える女性も増加傾向にあり、その実現のためには、ワーク・ライフ・バランスの実現と、女性への再就職やキャリアアップ*などの支援が必要とされます。

また、あらゆる分野に男女共同参画が必要であることはいうまでもありませんが、農林水産業分野では、女性の働きが大きなウエートを占めているにも関わらず、固定的な性別役割分担意識が強い分野でもあります。農業委員・農業協同組合などは、女性役員が依然として少ない状況です。

農林水産業を再生させるためには、地域ビジネスの展開や新産業の創出を図る**6次産業化***を推進することが必要であると言われていています。そのためには、消費者のニーズや食の安全に関心が高く、農水産物の加工、販売などの起業活動などで活躍の場を広げ、地域社会の維持・振興に貢献している女性の参画が不可欠であり、さらなる女性の参画推進が望まれています。農業の6次産業化は、儲かる農業の一つの方向性として認識されており、補助制度もあることから、農作物の加工（総菜屋）や調理（レストラン）で一定の収入を確保できれば、職業としての農業後継者の可能性が出てくると考えられます。

▶ 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ○商工会や工業団地協議会と連携して女性の能力育成・開発に向けたセミナーなどを企画・検討します。 ○結婚や出産、育児で就業を中断した女性の再チャレンジを応援するための支援を商工会と連携して行います。 	地域振興課
<ul style="list-style-type: none"> ○農業の6次産業化を促進し、農業における女性の進出を支援します。 ○農業部門に女性の意見を反映させるため、農業委員への女性の参画を促進します。 	農林振興課
<ul style="list-style-type: none"> ○兵庫県が実施している女性のためのチャレンジ相談*を活用し、女性の再就職、起業を支援します。 	地域振興課 社会教育課

➤ 町民のみなさんができること

- 女性の能力開発セミナーなどに積極的に参加する。
- 農業などの自営業においては、女性の労働へのかかわりを適正に評価する。

(企業のみなさんをお願いすること)

- 女性が結婚や出産後も働き続けられる支援体制をつくりましょう。

(5) 行政分野及び学校教育分野における女性職員の登用促進

● 現状と課題

行政分野において、施策の対象及び施策の影響を受ける者の半分は女性であることから、女性の参画を拡大していくことは重要です。行政の組織に女性を管理職として登用することは、事業・施策の方針に女性の考えが反映され、より幅広い視点からの組織運営につながります。

本町では、職員の年齢構成上の要因もあり、監督職への登用は多いですが、管理職（課長、副課長）への登用は少ないのが現状であり、平成28年（2016年）2月1日現在、管理職における女性の割合は12%、係長以上では45.3%です。管理職に占める女性の割合は、国が掲げる「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に占める女性の割合が、少なくとも30%になるように期待する」という目標には届いていない状況です。男女が対等な社会の構成員として、自らの意思によって主体的に社会参加ができるよう、行政が率先して取り組みながら、町内の企業や各種団体など社会の様々な分野で政策・方針決定過程への女性参画を図る必要があります。

平成27年（2015年）8月に成立した「女性活躍推進法」に基づき、本町も特定事業主行動計画を策定しました。その計画に基づき、女性職員が働きやすく、ますます活躍できるような環境づくりに向けて採用から登用に至るあらゆる段階において取り組みを進めていくことが重要です。

また、学校教育分野において、教職員や保育関係者が男女共同参画の理念の理解を深めるとともに、これまで女性の少なかった分野も視野に入れ、幅広い進路、職業選択ができる能力を育成することが重要です。

本町では、男女関係なく適材適所の人事配置を行う中で女性管理職の登用を積極的に推進していますが、教職員全体数では女性の割合が男性と同等かやや多いにもかかわらず、女性の管理職試験受験希望者が少なく、増加傾向にないのが現状です。

▶ 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
○管理職の前段階から、外部の研修などに参加し、 ロールモデル* をイメージできるようにするなど、管理職になることの不安が和らぐよう、知識習得や経験を積むことができる機会を設けます。 ○特定事業主行動計画に基づき、女性の活躍に関する情報の公表を行います。 ○管理職（課長、副課長）における女性の割合20%以上を目指します。	総務課
○女性にとっても魅力ある学校管理職業務となるよう業務改善をすすめ、女性のさらなる登用を図ります。	学校教育課

➤ 町民のみなさんができること

○特定事業主行動計画、女性の活躍に関する情報の公表に留意して、本町の女性の活躍推進に向けた姿勢や取り組みをチェックする。

(6) 審議会などにおける女性の積極的登用

● 現状と課題

町の審議会などは、変化し多様化していく町民のニーズを政策課題として議論し、政策の方向性を提言する重要な役割を担っています。よりバランスの取れた行政サービスに反映できるよう、審議会などにおける女性の登用を促すことが重要です。

本町における審議会委員などへの女性の登用率は平成 27 年（2015 年）3 月末現在、27.4%となっています。「福崎町第 5 次総合計画」では、審議会委員などへの女性の登用率は、平成 30 年（2018 年）に 30%を目標としています。

また、農業などの自営業においては、男女の役割について固定的な意識やしきたりが根強く残っています。これらに従事する女性は生産や経営の実質的な担い手として重要な役割を担っているにもかかわらず、経営における方針決定などは男性中心に行われることが多く、女性の果たす役割が十分に評価されていないことが多くみられます。

女性が自らの意思によって経営に参画する機会を確保するとともに、担い手として明確に位置づけられ、意欲と能力を発揮し、一層活躍していける体制づくりが必要です。

▶ 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
○経営や方針決定の場に女性が参画できるよう、現在女性委員が 0 人である農業委員会に女性を 2 人登用します。	農林振興課
○今後も引き続き、審議会委員交代時に女性委員の登用を呼びかけ、審議会などにおける女性登用率 3 割以上を目指します。 ○委員会などを設置する際には、計画策定時点から積極的に女性登用し、意見反映を行った計画策定及び推進を行います。	すべての課

➤ 町民のみなさんができること

- 様々な場で男女双方の意見が反映されているかどうかについて関心を持つ。
- 方針決定の場や役職などに女性も積極的に参画する。

(7) 地域における男女共同参画の基盤づくりの推進

● 現状と課題

暮らしやすい活力ある地域社会をつくっていくためには、地域社会への町民参加が重要です。女性も男性もともに生活者として、地域活動に参加していくことは、地域の文化や産業を新たな視点で見直すことになり、ひいては地域おこしとまちづくりが推進され、特色ある地域として活性化されることになります。

本町では、**自律(立)のまちづくり交付金事業**^{*}において、自治会内の老若男女が集まり、役割分担をしながら、地域の特性を生かした地域活性化のための取り組みを展開しています。

町民意識調査結果でも、自治会などの地域活動への参加は夫が行っている割合や妻が行っている割合よりも夫婦が協力して行っている割合が高くなっており、男女がともに地域活動に参加している状況であることが分かります。しかしながら、地域（自治会など）での男女間の不平などについて、「地域行事などで、男性は企画や運営の先導役、女性は接待や飲食の準備など、ほとんど役割分担が固定化している」が最も多く 34.0%、次いで「役員のほとんどが男性である」が 32.8%でした。

地域における交流と豊かな人間関係を築いていくためにも、地域社会を活性化させる組織や団体の運営・企画から事業実施までを含めたあらゆる活動局面において、男女どちらか一方のみが職責を担うのではなく、男性と女性がともに参画しつつ、役職においても平等・応分に担っていくことが求められます。

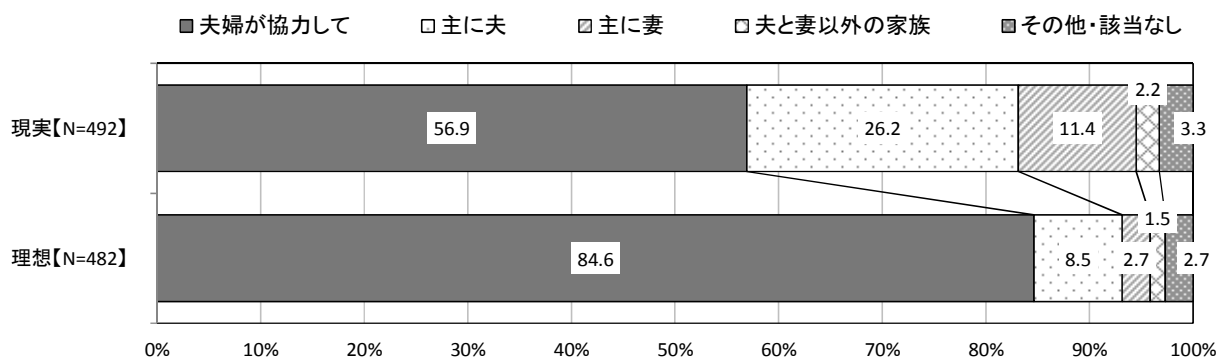
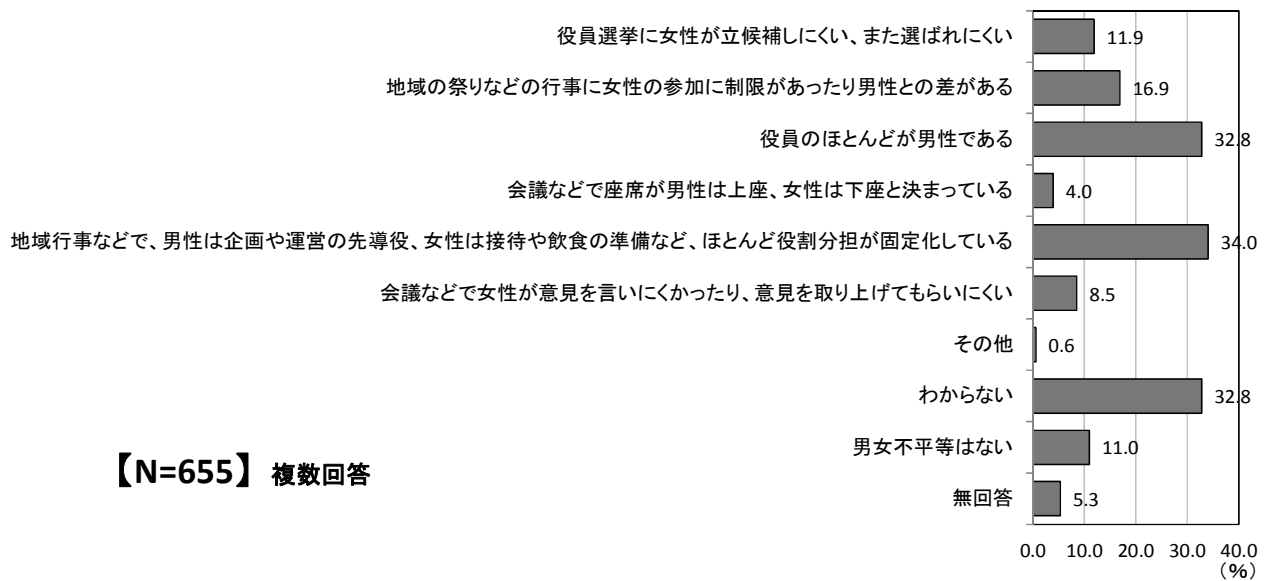


図 18 家庭での役割分担（自治会などの地域活動への参加）



【N=655】 複数回答

図 19 住んでいる地域（自治会など）での男女間の不平等

誰もが安全に安心して暮らせる地域社会をつくるためには、防災・防犯などの活動における女性の積極的な参画が求められています。東日本大震災では、避難所においてトイレや着替えなど女性特有のニーズへの対応の必要性が明らかになりました。非常時であるが故に、固定的性別役割分担が強化され、女性は避難所の炊事や子どもの世話で仕事を失ったという事態も発生しました。東日本大震災発生時の教訓から、平常時より男女共同参画の視点に立ち、地域防災の担い手となる人材の育成などを図り、災害に備えることが必要です。

▶ 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ○地域で活動している防犯指導員では、女性委員の意見を参考にした女性目線での問題提起や啓発活動の実施について検討するとともに、女性委員としての参加を広く呼びかけます。 ○地域防災の視点から、消防団への2人の女性登用を目指します。 ○女性に配慮した避難所として改善が図られるよう検討します。 ○地域の防災マップの作成や自主防災組織などによる災害発生に備えた避難訓練などを支援します。 	住民生活課
<ul style="list-style-type: none"> ○今後も引き続き、「自律(立)のまちづくり交付金事業」を実施し、地域のリーダーを育成します。地域の人材に光をあて、人材の地産地消を行います。 	地域振興課
<ul style="list-style-type: none"> ○今後も引き続き、地域の防犯活動やスクールヘルパー*活動などの地域活動に対し、男女ともに多様な年齢層の参画を促進します。 ○町民に固定的性別役割分担意識解消のための意識啓発を行います。 	社会教育課

➤ 町民のみなさんができること

- 地域活動に積極的に参加する。
- 平常時から家族や地域で防災について話し合う。
- 自治会で女性に役員を引き受けてもらいやすいような協力体制をつくる。

(企業のみなさんをお願いすること)

- 男女共同参画の視点に立ち、災害時の対応について見直しましょう。

3. 【基本目標3】 男女共同参画を推進する教育の充実

(1) ジェンダーにとらわれない保育・教育の推進

● 現状と課題

男女共同参画社会を実現する上で、すべての人が男女共同参画に関して共通の認識を持つことは必要不可欠なことです。そのためには、家庭、学校、地域における教育・学習の果たす役割は極めて重要です。現在、私たちが抱いているジェンダー（社会的性別）やそれに伴う男女の固定的役割分担意識は、子どもの頃からの周辺の環境や教育によって無意識のうちに形成されたものです。

町民意識調査結果では、子どもはどのように育てた方がよいと思うかについて、「男の子、女の子と性別による区別はせずに、個性に応じた育て方をする方がよい」が最も多く 53.7%、次いで「ある程度、男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てる方がよい」が 28.1%、「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てる方がよい」が 10.8%でした。

子どもたちが「男らしさや女らしさ」という固定観念にとらわれることなく、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できるよう、多くの時間を過ごしている学校において男女平等を推進する教育の充実を図ることが重要です。

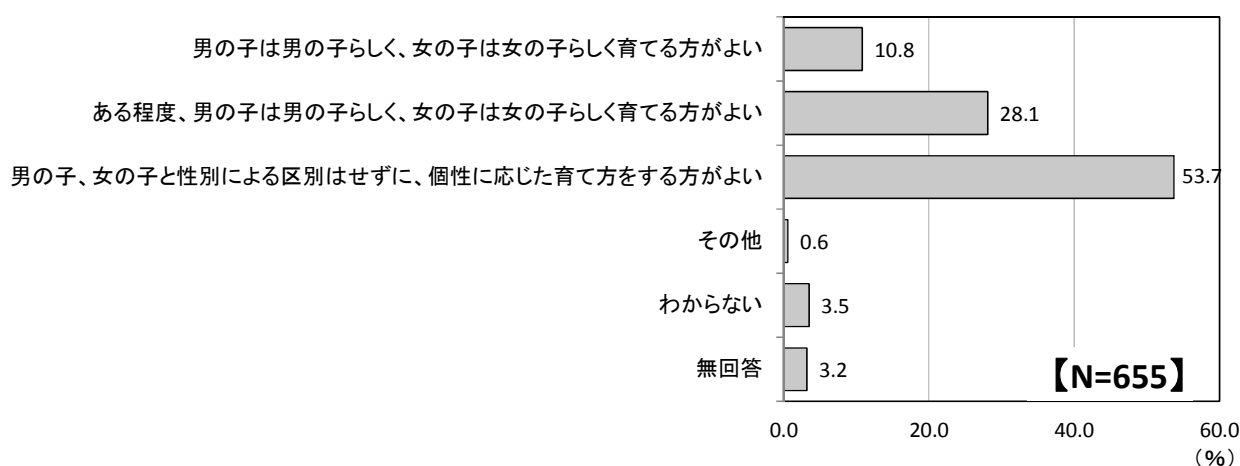


図 20 子どもはどのように育てた方がよいと思うか

本町では、学校教育の様々な場面で自己表現能力（コミュニケーション能力）の育成を図るとともに、トライやる・ウィーク*の実施などにより、様々な体験活動機会を提供しています。また、管理職をはじめ各教職員においては、それぞれの研修機会の中で男女共同参画に関する理解を深めていますが、男女共同参画に特化した研修を受講する機会が少ないのが現状です。

町民意識調査結果では、男女平等の人間関係をつくるために学校教育の場で必要なことについてたずねたところ、「男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」が最も多く 56.5%、次いで「進路指導において、男女の別なく能力を生かせるように配慮する」が 49.6%、「学級委員などの選出で、会長・委員長は男子、副会長・副委員長は女子といった性別役割意識をなくす」が 31.5% でした。

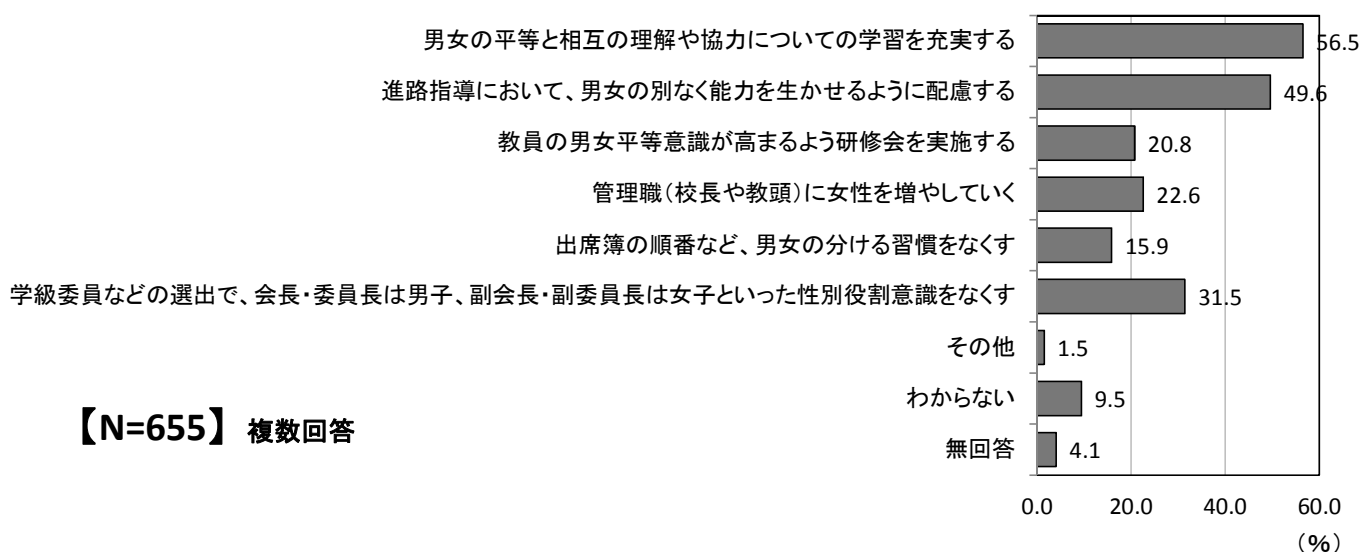


図 21 男女平等の人間関係をつくるために学校教育の場で必要なこと

教育は男女共同参画の意識形成に大きな影響を及ぼすもので、とりわけ、学校は知識の習得だけでなく子どもたちの人格形成の点でも非常に影響の大きい場です。そのため、教職員の意識改革や管理職への女性の登用を促進するなど、学校における方針決定過程へ女性の参画を推進する必要があります。

また、子どもにとって最も身近な存在である家族からの教育や家族の生活態度は、子どもたちの意識形成に大きな影響を与えています。そのため、子どもの教育に関わる家族が男女共同参画の意識を持って子育てを行うとともに、男女共同参画の視点に立った家庭環境を築いていく必要があります。

▶ 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
○妊娠・出産は女性の問題だけでなく、性と生殖に関する男女の平等な関係・同意・共同の責任が広く認識されるよう、あらゆる機会をとらえ働きかけます。	健康福祉課
<p>○乳幼児、園児を持つ父親を対象とした子育てに関する情報提供を推進するとともに、孫を育てることが多い高齢者に対してもジェンダーにとらわれない意識改革を進めることにより、乳幼児・園児の家庭環境の改革とあわせて、認定こども園などでの保育・教育における意識改革の充実を図ります。</p> <p>○今後も引き続き、学校のみならず地域や家庭など、様々な場面で自己表現能力の育成を図ります。</p> <p>○男女共同参画の視点に立った学習機会の充実を推進し、男女があらゆる分野に参画することができる社会の創出に向けて、意識改革を進めます。</p> <p>○自立及び望ましい勤労観や職業観を育むため、特別活動をはじめ、各教科等の充実を図ります。</p> <p>○子どもたちが性差にとらわれず、主体的に社会に参画していく能力の育成のため、教職員及び子どもたちの過度の負担とならないような体験活動機会の提供を継続して行います。</p> <p>○学校における管理職への女性の登用を促進します。</p> <p>○性別にとらわれない進路・就職指導を実践します。</p> <p>○教職員を対象とした男女共同参画に関する研修機会のさらなる充実を図ります。</p> <p>○男女混合名簿について検討します。</p>	学校教育課
<p>○人権尊重・男女平等を定着させる資料の作成・配付を行うなど、人権教育を推進するとともに、学校における人権意識高揚活動を継続して行います。</p> <p>○家庭教育学級を継続して行います。</p>	社会教育課

➤ 町民のみなさんができること

- 子ども一人ひとりの個性を大切にし、その子の良さを伸ばす。
- 体験活動機会があれば、進んで参加する。
- 子どもにとって人格形成の行われる最初の場所である家庭の重要性を認識する。

(企業のみなさんをお願いすること)

- 児童・生徒に体験活動機会を提供しましょう。

(2) 人権尊重につながる年齢に応じた性教育の推進

● 現状と課題

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重し相手に対して思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成の前提となります。特に女性は妊娠や出産をする可能性があるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することを、男女ともに留意する必要があります。

本町では、小学校、中学校において学習指導要領に応じた性教育授業を実施しています。しかしながら、急激に変化する社会の様相に対応した性教育を学校教育の中で実施することが困難になっています。教職員が社会の様相に応じた性教育ができるような指導力を身につける必要があります。現在、子どもには教科書だけの知識ではなく、**思春期支援教室***を利用して、助産師から性に関する話を聞く機会を設けていますが、継続して取り組む必要があります。

高校、大学においては生涯にわたる性と生殖に関する健康について考えられる機会を与えられていないのが現状です。子どもが生まれた世帯には、**こんにちは赤ちゃん訪問***時に、保健師が家族計画に関する啓発冊子を配布するとともに、家族計画に関するアドバイスなどを行っています。

性への正しい理解のためには、年齢に応じた性に関する正しい知識の学習と、自らの意思で妊娠及び出産やその他の性について判断し、決定できる判断力を培うことが必要となります。そして、妊娠、出産は女性の問題だけでなく、性と生殖に関する男女の平等な関係・同意・共同の責任が広く認識されるよう、あらゆる機会をとらえ働きかける必要があります。

▶ 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
○教職員が研修会などで社会の様相に応じた性教育の指導力を養う必要があるため、研修機会を設けます。 ○今後も引き続き、学習指導要領を踏まえ、年齢に応じた性教育授業を実施します。	学校教育課
○思春期支援教室の中で、助産師が性に関する正確な情報を児童・生徒に伝えます。 ○成人式でリーフレットなどを配布し、性と生殖に関する健康・権利について啓発します。 ○今後も引き続き、こんにちは赤ちゃん訪問時に保健師が家族計画に関する啓発冊子を配布するとともに、家族計画に関するアドバイスを行います。 ○HIV・ 性感染症* 予防のための啓発を行います。	健康福祉課

➤ 町民のみなさんができること

○家庭でも年齢に応じ、性に関する正しい理解を進める。

(3) メディアからの情報を主体的に読み解く能力（メディア・リテラシー）の育成

● 現状と課題

私たちが抱えている男性像・女性像は、新聞、テレビ、雑誌などのメディアに大きな影響を受けていると考えられます。メディアにおける有害情報の氾濫など情報化の進展による新たな課題も発生しています。インターネットなどを利用した新たなサービスが次々に生まれ、メディアが多様化する中、女性や子どもの人権を侵害するような違法・有害な情報の流通が社会問題となっています。

本町では、子どもに見せたくない有害な図書・DVDを回収する白ポストを町内9か所に設置し、補導委員会が月1回のペースで有害図書・DVDを回収するとともに、町内の有害図書などを取り扱う店舗が「兵庫県青少年愛護条例」に基づいて陳列されているかどうか、補導委員会が店舗を巡回しています。

また、思春期支援教室を町内小中学校において実施しており、その中で、助産師が性に関する正確な情報を児童・生徒に伝えています。性について学ぶ児童・生徒の姿を保護者に見てもらい、子どもと保護者に性について話をするきっかけづくりの場にもなっています。

性別による固定的な役割分担、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、DVなどの行為を助長又は連想させる表現、女性を性的な対象として扱う表現などを行わないよう、人権尊重の視点でメディア・リテラシー教育を進める必要があります。現在は様々な情報が氾濫していますが、その中から必要な情報を取捨選択し、知識として活用していくことが求められています。この能力はまさに情報教育の中で培うものであり、これまで各教科等で主として文字となった情報を扱ってきていますが、映像や音声といった情報から読み取る力についても各教科等で教えることが求められます。

★ トピック メディア・リテラシーとネット・リテラシーについて

ネット・リテラシーとは、ネットを通じた情報の発信や受信が正しく行える技術、ネットを活用する技術、ネット上に存在する「危険」から正しく身を守ることができる技術のことで、インターネットリテラシーとも呼びます。

メディア・リテラシーがメディアに騙されないための技術と認識されがちなこともあり、ネット・リテラシーもネット上にある嘘に騙されないようにする、危険から上手に身を守るといった意味で使われるケースが非常に多いです。

「ネットにはいろんな人がいる」（良い人も悪人も、正直者も詐欺師も、意見や価値観が自分とは正反対の人もある）、「現実の世界とは違う空気がネットの世界には流れている場合もある」ということをまずきちんと理解することや、それを踏まえた上で、「他人の書いたこの意見がどういう意図で書かれたのか」を吟味し、また「自分の書いたことが相手にどう読まれ理解されるのか」に思いをはせることなど、ネットが日常生活に不可欠となっている今、現代人にとっては心得得当然のコミュニケーションスキル、なくてはならない大切な技術といえるかも知れません。

▶ 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
○今後も引き続き、思春期支援教室を実施するとともに、性に関する最新で正しい情報を入手し、児童・生徒の状況に合わせた情報提供を行います。	健康福祉課
○メディア・リテラシー教育を推進します。	学校教育課
○生涯学習の場において、メディア・リテラシーに関する講座などの開催を推進します。 ○今後も引き続き、地域の青少年健全育成委員、青少年補導委員会、学校、各種団体、警察・補導センターとの連携を図り、有害環境の改善に取り組みます。	社会教育課

➤ 町民のみなさんができること

- 家庭においても、テレビ、新聞、雑誌などから得た膨大な情報の中に、間違った情報もあることを理解し、正しい情報を子どもに伝えていく。

(4) 生涯を通じての学習機会の拡充と条件整備

● 現状と課題

子どもたちの教育に直接携わるものだけでなく、すべての人に対して男女共同参画に関する啓発活動や人権教育を行うことは重要なことです。しかし、すでに学校教育を終えた世代が学習をする機会を得ることは非常に難しく、社会における学習機会の充実が必要となります。

本町では、文化センターにおいて、高齢者の方々に学習の場と機会を提供し、その生きがいと社会参加の道を拓くために、「老人大学」を開講しています。男女問わず300人近くの高齢者の方々が園芸や書道、陶芸、史学、ITなどについて学習したり、クラブ活動を行っています。また、生き方の創造、男女共同参画をキーワードに、サルビアセミナー講座を開講し、心豊かで生きがいのある人生を送れることを願うとともに、情報交換の場を提供しています。さらに、町民体育館では、生涯スポーツの拠点となるよう様々な事業に取り組んでいます。

町内には、たくさんの自主グループや団体があり、それぞれ文化・芸術・趣味などといった活動をされています。しかし、「指導者がいないのでうまくいかない」「自主活動を始めたいが、適当な指導者がいない」など、身近な指導者や助言者を求める声が少なくありません。反対に、特技を持ち、その特技を活かしたいと考えている方からは「自分の特技を地域の活動に役立てたい」という声も聞かれます。そういう特技を持っている方に「まちの先生」として登録いただき、自主グループや団体から指導者を求められたときに、紹介するという「生涯楽集データベース『まちの先生』」という制度があり、現在、町内で活用を推進しています。

町民意識調査結果で、「趣味、スポーツクラブ、教養講座などの活動」への参加割合は24.7%、「特に活動していない」人の割合は27.6%となっています。また、社会活動に参加しようとするうえで支障となることについては、「仕事が忙しい」が最も多く34.4%でした。

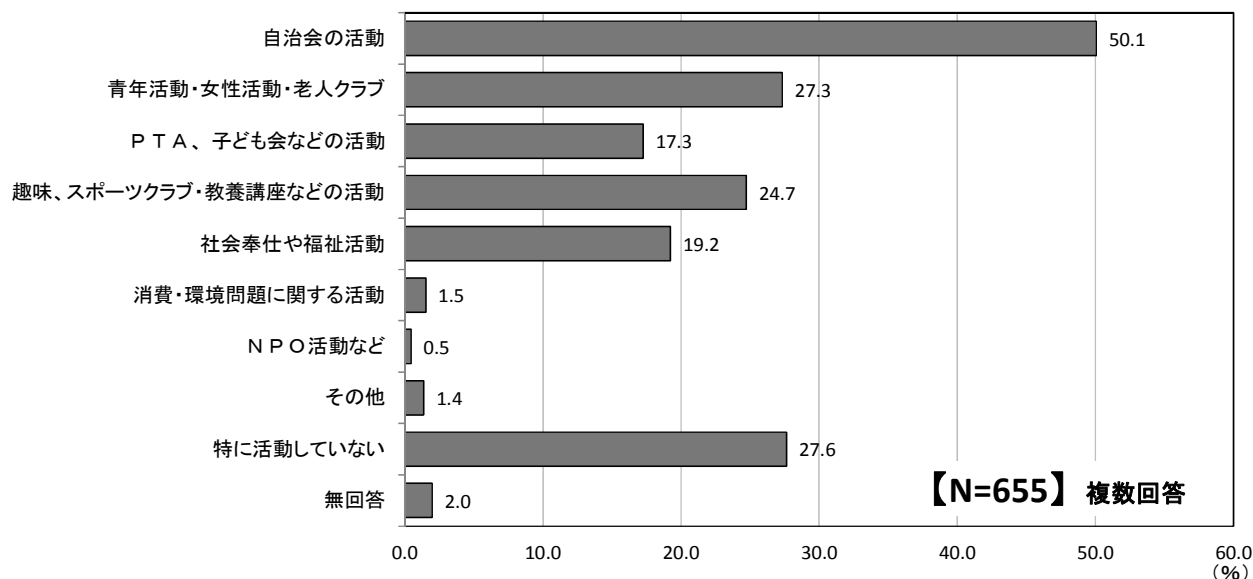


図 22 社会活動の参加状況

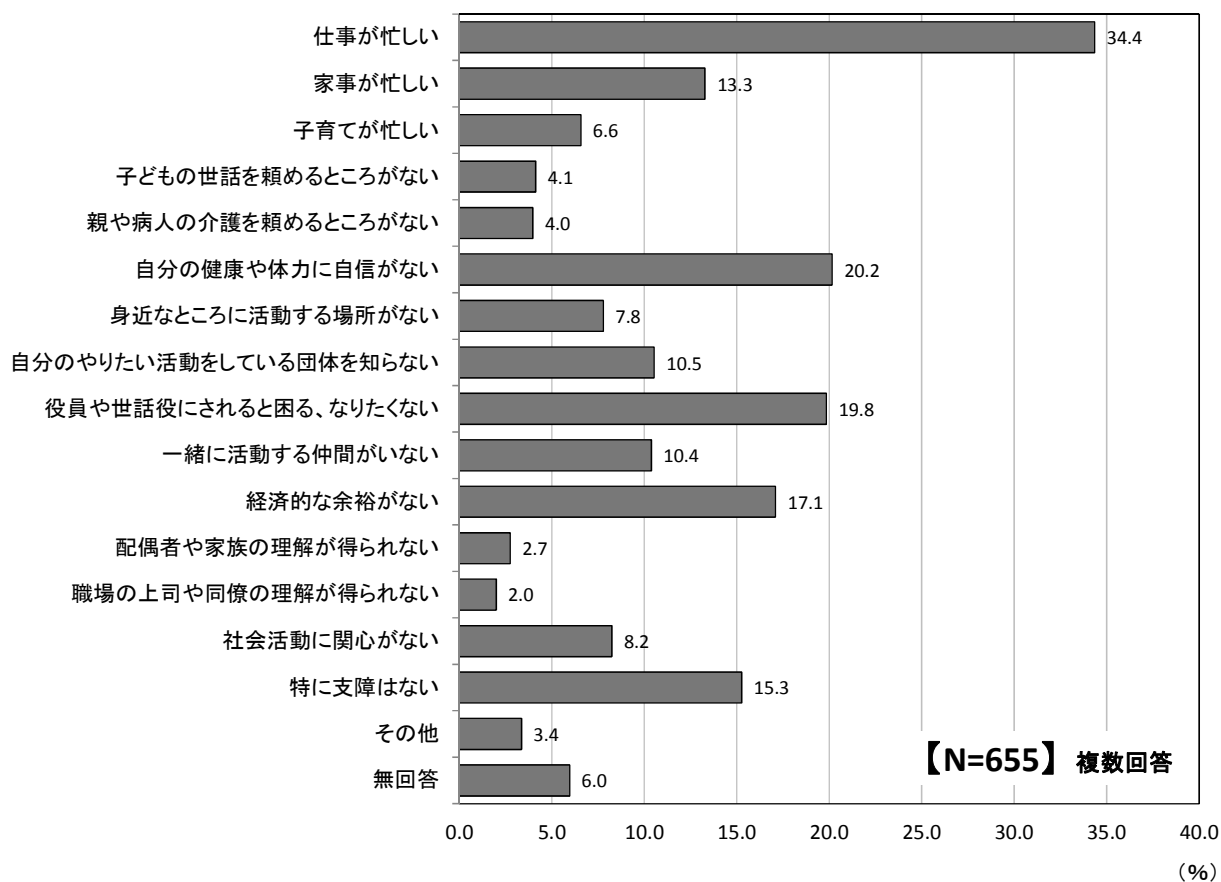


図 23 社会活動に参加しようとする上で支障となること

男女共同参画に関する理解を促進するため、学習機会の充実や学習方法の検討を行い、特に、地域でのリーダーとなる人材の育成、若い世代や高齢者へ学習機会を提供する必要があります。

▶ 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
○今後も継続して、生涯楽集データバンク「まちの先生」の利用・登録を促進するため、町民へ広報などを用いて周知します。	総務課
○文化センターや町民体育館などが生涯学習時代の社会教育施設や学習活動・文化活動・ボランティア活動・体育や集会の場として、男女、年代問わず多くの方々に利用される場所となるよう、継続して講座や事業を展開します。 ○多くの町民が参加できるよう、開催日時、開催場所の工夫を行います。 ○文化センター、八千種研修センター、地区の公民館などで活動している様々なクラブへの新しい会員の参加を促進します。	社会教育課
○地域でのリーダーとなる人材を育成できる講座や事業を展開します。	すべての課

➤ 町民のみなさんができること

- 文化活動、ボランティア活動などに積極的に参加する。
- 今までの経験を活かして、生涯楽集データバンク「まちの先生」へ登録し、地域活動に役立てる。
また、積極的に「まちの先生」を利用して、自主活動に取り組む。

(企業のみなさんをお願いすること)

- 従業員のボランティア活動などを支援しましょう。

4. 【基本目標 4】 誰もが安心して暮らせる福祉の充実

(1) ひとり親家庭への支援

● 現状と課題

単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化、経済社会のグローバル化*などの中で、貧困など生活上の困難が幅広い層に広がっていますが、ほとんどの年齢層で男性に比べて女性の方が経済的に厳しい人が多いと言われています。

本町では、離婚時や死亡時に、ひとり親家庭となられる方に対して児童扶養手当*の申請案内及び受付をするとともに、ひとり親家庭に係る医療費を助成することにより、福祉の増進を図っています。

▶ 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
○所得制限を超える方を含め、該当の方全員に児童扶養手当の申請を促します。	住民生活課
○今後も引き続き、ひとり親家庭に係る医療費を助成します。	健康福祉課
○ひとり親家庭への支援を一覧にしたパンフレットを作成します。	住民生活課 健康福祉課 学校教育課

➤ 町民のみなさんができること

- ひとり親家庭の方は一人で悩みを抱え込まず、身近な人や役場に相談する。
- ひとり親家庭の方に対する先入観、偏見を持たないようにする。

(企業のみなさんをお願いすること)

- 勤務時間などが変更できるよう、ひとり親家庭の従業員を支援しましょう。

(2) 女性の健康の保持・増進対策の充実

● 現状と課題

妊娠・出産期は、女性の健康にとって大きな節目ですが、働く女性が増え、婚姻年齢、出産年齢が上昇するなど女性のライフスタイルが多様化しており、安心して子どもを産むことができるように環境を整えることが大切です。また、身体的変化だけでなく精神的にも大きな変化を遂げる思春期、さらに、身体的変化に伴い、精神的に不安になるなど心身のバランスを崩しやすくなる更年期など、ライフステージに応じた心と体の健康づくりを総合的に支援していくことが求められています。

女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすためには、生活の場（家庭、地域、職域、学校）を通じて、女性の様々な健康問題を社会全体で総合的に支援することが重要です。生涯にわたる心身の健康の保持のために、各種検診や予防対策を充実させるとともに、相談体制の強化に取り組む必要があります。また、スポーツ活動への参加を奨励するなど健康づくりへの支援も大切です。

本町では、妊婦相談（母子健康手帳交付時）、家庭訪問、乳幼児健診、相談などの機会に、子どもを観察し、児童虐待の早期発見に努めるとともに、健診未受診者に連絡を取り、子どもの成長発達や虐待リスクがないかの確認を行っており、子育てが孤立しないよう、教室などで妊婦や母親が交流できる機会を作っています。しかし、育児不安の多い母親に対しては、個別で対応しています。

また、20歳以上の方を対象に特定基本健診をはじめ各がん検診を実施しており、特に女性特有のがん（子宮頸がん、乳がん）については、無料クーポン券を発行し、受診率の向上に努めていますが、がん検診の受診率はまだまだ低く、特に子宮頸がん検診受診率は24.2%と低い状況です。

さらに、女性において、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など、各年代に応じた健康相談、健康診査を実施したり、「**福崎町食育推進計画***」に基づき、男女ともに食育を推進することで、健康づくりを推進しています。

▶ 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ○保護者の育児不安を解消し、積極的な育児が出来るような支援を継続して実施します。また、父親向けの育児支援も行います。 ○他課とも連携し、ハイリスクにならないための予防的な子育て支援体制を構築します。 ○今後も引き続き、思春期支援教室において、男性に対し、女性のライフステージ*ごとの身体的・精神的変化についての理解の促進を図ります。 ○若いうちからの生活習慣病予防を目指して、学童期の運動教室や料理教室(親子食育講座)を実施します。 ○年齢に応じた健康管理や疾病予防などの健康づくりを進めます。 ○個別検診の導入やセット検診の実施など、受けやすい体制をつくります。 	健康福祉課

➤ 町民のみなさんができること

- 定期健診を受診し、健康に心がける。
- 男女の身体的・生理的な特徴や性について正しく理解する。
- 妊娠・出産・育児について、家族みんなが理解を深め、協力する。
- 一人ひとりが思いやりの心をはぐくみ、かけがえのない命を大切にするといった正しい知識を持つ。

(企業のみなさんをお願いすること)

- 従業員に対し、健康づくりに関する情報を積極的に提供しましょう。

(3) 男性の育児知識・能力の育成と子育てへの参加促進

● 現状と課題

多様なライフスタイルに対応した保育サービスの提供、子育ての孤立化や不安の解消を図るための支援体制の充実、さらには、男女が共に子育てを担えるよう、男性への意識啓発とスキルアップが必要です。

本町では、母子健康手帳交付時に、父親向けの啓発冊子を配布し、妻の体や心の変化に対する理解の促進や、育児への積極的な関わりを持ってもらうように促すとともに、訪問や健診・相談などで母親に話を聞く際、父親の育児参加の度合いなどを確認しています。

また、保健センターでは「男の料理いろは教室」や「新生活応援料理教室（男女不問）」を開催し、男性の自立を促しています。

さらに、乳幼児健診時に問診を行い、「子育てに父親は協力的かどうか？」という項目を設け、母親の悩み相談に応じています。

▶ 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
○あらゆる機会をとらえ、男性の子育て参加を促します。	健康福祉課
○男性の育児知識・能力の育成と子育てへの参加促進へ男女の意識改革に向けた情報提供や講演会などの機会の充実を図ります。 ○今後も引き続き、「きらきら子育て講演会」を開催します。また、家族でふれあう機会を設けます。	学校教育課
○男性を対象とした男女共同参画に関する講座を開催し、男性の意識改革を進めます。	社会教育課

➤ 町民のみなさんができること

- 子育ての悩みを一人で抱え込まず、育児の楽しさを家族で分かち合う。
- 家族ぐるみで子育てに関心を持ち、「子育て講演会」やイベント・サークルなどに参加して、子育てネットワークをつくる。
- 男性の育児参加を積極的に進める。

(企業のみなさんをお願いすること)

- 従業員の子育て参加を支援しましょう。

(4) 地域ぐるみの子育て支援と多様な保育サービスの提供

● 現状と課題

地域ぐるみで、様々な状況にある親と子の子育てを支援できる仕組みが重要であり、子育ての交流の場を設け、互いの知識・経験や悩みを共有し、子育ての孤立化を防ぐとともに、親と子のニーズに適した多様な保育サービスの提供を行い、子育てを社会的に支援する施策の充実が求められています。

本町の保育所・保育園及び幼稚園は、平成27年(2015年)4月に国の子ども・子育て支援新制度[※]の実施に伴い、すべて幼保連携型認定こども園[※]へ移行し、早朝の一時預かり保育・延長保育を開始しました。また、子育て支援施設[※]やまちの子育てひろば[※]などで、子育て支援を行い、子育て世代の多くの親子が利用しています。しかし、子ども・子育て支援新制度については変化が大きく、保護者に分かりにくい内容となっています。

保健センターの各相談日や健診などの機会に子育て不安の解消のための母親支援を行っており、ハイリスクケースについては、早期から介入し、家庭訪問などで対応しています。

▶ 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
○地域の子育て支援を行う機関が、それぞれの役割を充実させ、効率よく適切な支援ができるよう連絡会などを定期的開催し、連携を図ります。	健康福祉課
○国の施策である子ども・子育て支援新制度を有効に活用することにより多様な保育サービスの提供を図り、男女共同参画を支えます。 ○子育て支援施設の利用ニーズの変化に対応しつつ、専門家との相談や子育てなどの情報共有の場として、引き続き継続発展させます。 ○学童保育 [※] の終了時刻を午後6時から午後7時に延長します。	学校教育課

➤ 町民のみなさんができること

- 子育ての悩みや問題を一人で抱え込まないで、身近な人や「子育て悩み相談」などに相談する。
- 未来を担う子どもたちを家族・地域全体で育てていく。

(企業のみなさんをお願いすること)

- 従業員の子育て参加を支援しましょう。

(5) 介護における意識改革

● 現状と課題

性別役割分担意識のもと、介護の担い手は従来より女性であることが多く、そのことが、女性の就労や地域社会への参画を妨げる要因となってきましたが、全国的には、現在の介護者の状況からみると、男女平等意識の社会的な流れや、女性の社会進出により男性の介護参加は増えてきており、総務省の調査によると男性の介護のための離職率が高くなってきています。

しかしながら、町民意識調査結果では、家庭での役割分担について「家族の介護や看護」は夫婦が協力して行うよりも、主に妻が行う割合の方がはるかに多く、理想的な家庭での役割分担とはかけ離れています。

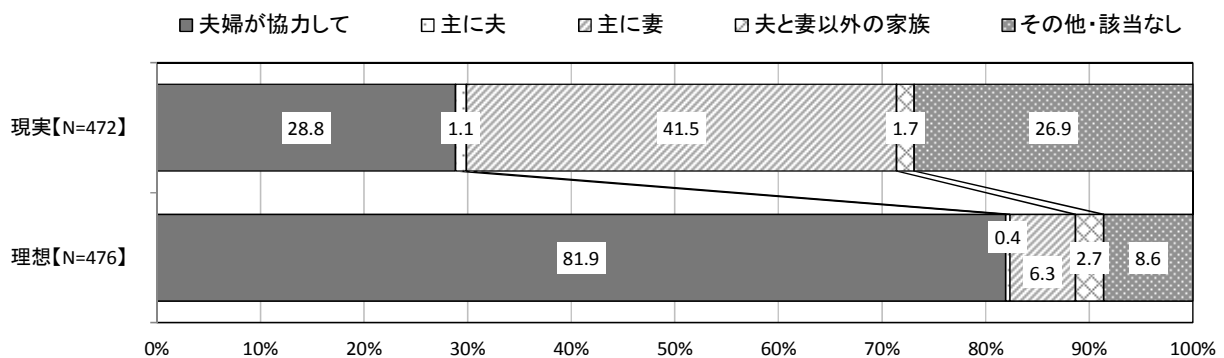


図 24 家庭での役割分担（家族の介護や看護）

また、家庭での高齢者や病人の世話（介護）の多くは女性がしているといわれていることについて、「男性も女性もともに世話をすべきだと思う」が最も多く 67.3%、次いで「仕方がないと思う」が 26.4%と続いています。

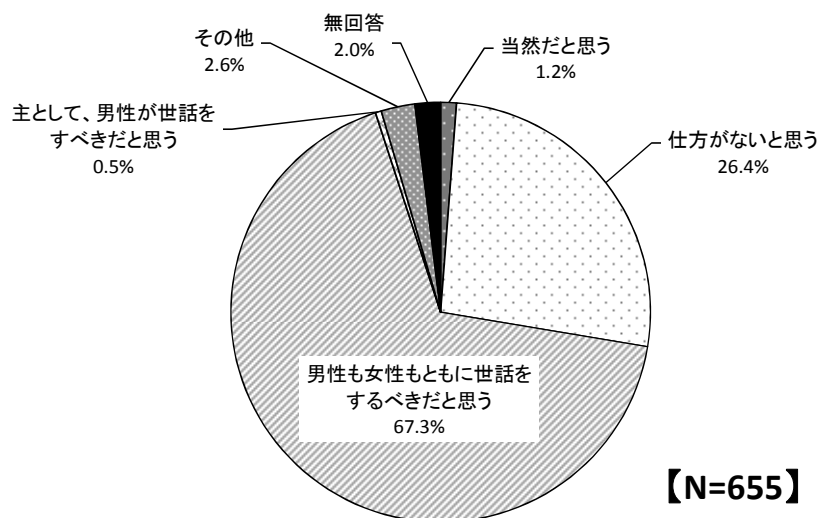


図 25 家庭での高齢者や病人の世話（介護）の多くは女性がしているといわれていること

もし介護が必要となったとき主に世話をしてもらいたい人について、「夫または妻(パートナー)」が最も多く 39.1%、次いで「病院や老人ホームなどの施設の利用」が 24.7%、「ホームヘルパー※や公的な介護制度の利用」が 20.9%と続いており、男女がともに介護に関わりやすい社会の仕組みの構築と介護における意識改革をさらに進めることが急務です。

また、近年、少子高齢化による介護人材の不足、認知症高齢者の増加、介護期間の延伸など介護問題は深刻化してきています。今後、不安や抵抗をより軽減し、介護に関わるためには、介護保険事業計画で 2025 年の構築を目指す地域包括ケアシステム（P 6 2 参照）を男女に関わらず、町民すべてが力を合わせ推進していく必要があります。そのためには、介護は社会全体で分かち合うものという認識を町民に啓発することが非常に重要です。

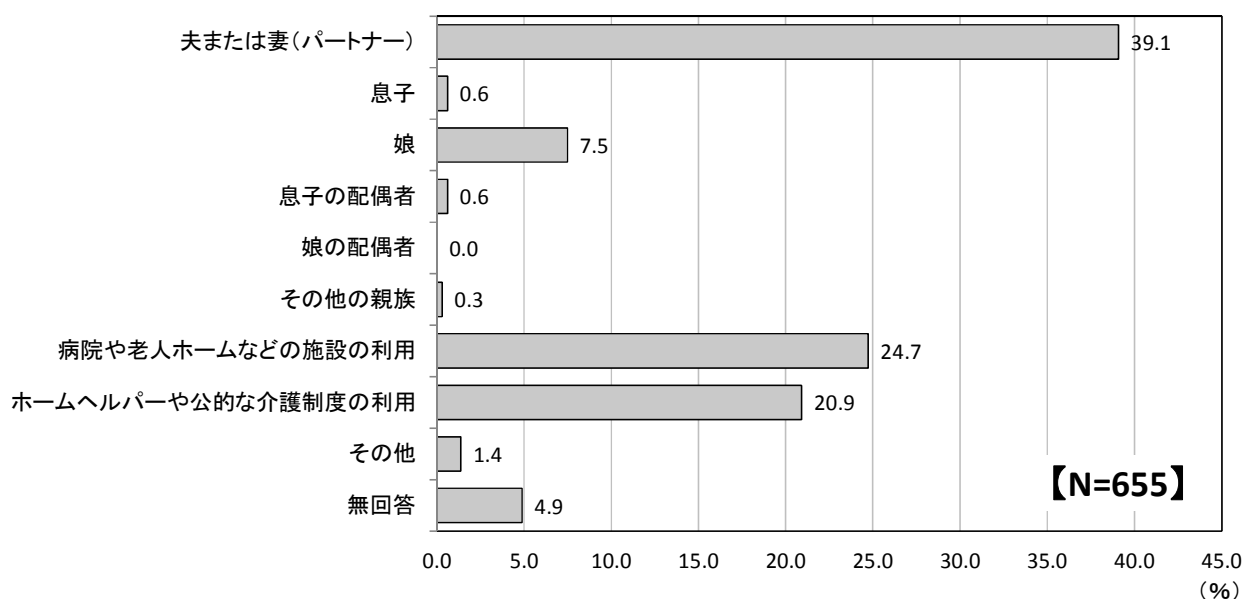


図 26 もし介護が必要となったとき主に世話をしてもらいたい人

▶ 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ○介護の負担が要介護者の家族（特に女性）に集中することがないように、介護は社会全体で分かち合うものという認識をあらゆる立場・世代の方に啓発します。 ○ケアマネジャーによる包括的継続的なケアプラン[※]の充実や家族の会、認知症カフェへの参加を促進します。 ○介護に関する相談体制の充実を図ります。 ○地域に必要な生活支援サービス創出のために生活支援協議体をバックアップします。 	健康福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ○男性も食に関心を持ち、将来、女性だけではなく、男性も介護に参加したり、男女で助け合って家事ができるよう、老人大学における「食育科学同好会（仮称）」の設立を支援します。 	社会教育課

➤ 町民のみなさんができること

- 介護方法やサービスについて、地域包括支援センターなどに気軽に相談する。
- 介護保険制度などを有効に利用しながら、家族みんなで協力して介護する。
- 地域で要介護者やその家族を支援する仕組みをつくる。

（企業のみなさんをお願いすること）

- 従業員の介護参加を支援しましょう。

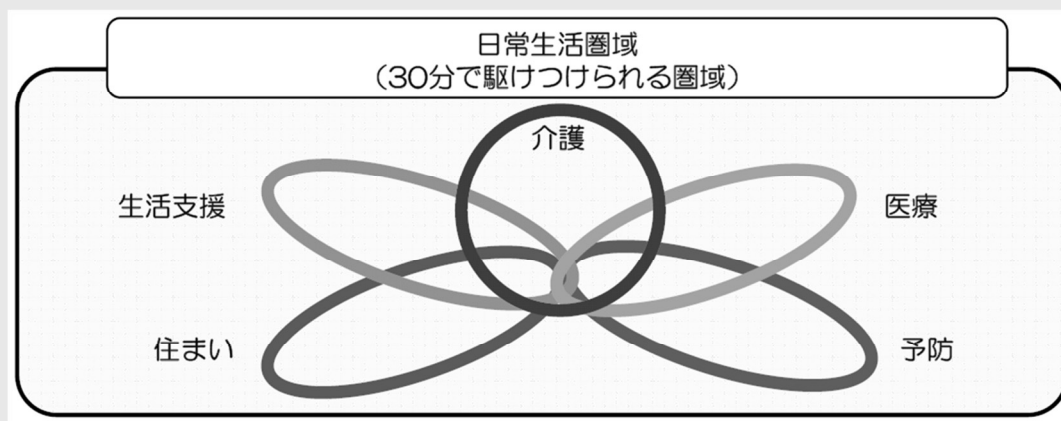
(6) 地域ぐるみの介護支援と在宅介護での家族支援の充実

● 現状と課題

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成23年(2011年)に制定され、日常生活圏域において医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現が示されました。

★ トピック 地域包括ケアシステムについて

地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていく必要があります。



- ① 医療との連携強化 (24 時間対応、訪問看護や訪問リハの充実、介護職員の医療行為など)
- ② 介護サービスの充実強化 (入所施設の緊急整備、在宅サービスの充実)
- ③ 予防の推進 (介護予防などの推進)
- ④ 見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など
- ⑤ 高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備

高齢者の人権を尊重した介護体制を確立するためには、介護保険制度などによる介護サービスの充実を図ることはもとより、老若男女すべての人が支援を必要とする方を社会全体で支えていくという意識を持ち、環境整備に取り組む必要があります。それには、一人ひとりが自助・互助活動の大切さを理解し、元気な頃から地域と関わりを持つことが大切です。

また、一人暮らしなど高齢世帯の方だけでなく、同居する家族全員が仕事などに出かけるために昼間だけ独居状態になる「日中独居」の高齢者も増加しており、地域で支える対象として考えていく必要があります。

▶ 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
○地域包括ケアシステムの構築に向け、地域での支援をシステム化します。 ○今後も引き続き、介護予防の「ふくろう体操」や閉じこもり予防の「ふれあい喫茶」など、地域が主体となり取り組む活動の支援と推進に向けての環境づくりを行います。	健康福祉課

➤ 町民のみなさんができること

- 元気な時期から自ら進んで介護予防を実践する。
- 介護方法やサービスについて、地域包括支援センターなどに気軽に相談する。
- 互助活動において、高齢者の居場所をつくる。
- 元気な時期から地域活動に参加する。
- 高齢者の見守り、声かけをする。

(7) すべての人にやさしい「まちづくり」の推進

● 現状と課題

国は、平成 17 年（2005 年）に「**バリアフリー***・**ユニバーサルデザイン***推進要綱」を策定し、バリアフリーやユニバーサルデザインが当然のこととして理解され、国民一人ひとりが自立しつ互いに支え合う共生社会の実現を目指しています。障がい者、高齢者の特性によるニーズに対応しつつ、すべての生活者・利用者の視点に立って、妊婦、子ども及び子ども連れの人なども対象とした更なるバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進しています。また、公共交通機関、建築物の整備などのハード面に加え、運営に従事する職員の応対や利用に関する分かりやすい情報提供などソフト面と一体となった総合的な取り組みを進めています。現在、ハード・ソフトの取り組みに加え、障がい者、高齢者などの困難を自らの問題として認識し、支援を必要とする方々の社会参加に協力する「心のバリアフリー」の推進に取り組んでいます。

本町では、平成 5 年（1993 年）に兵庫県の「**福祉のまちづくり条例***」が施行されたことを受け、県条例に基づく、障がい者、高齢者、妊婦、子ども連れ、外国人などすべての人にやさしいまちづくりを進めており、町内の小中学校において、児童生徒が車いす、アイマスクを用いた体験活動を行い、「心のバリアフリー」に取り組んでいます。

平成 28 年（2016 年）4 月には「**障害者差別解消法***」が施行されます。障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としており、障がいのある人に対する「**不当な差別的扱い**」と「**合理的配慮の不提供**」を禁じています。同法は、行政機関や民間企業などを対象としており、全ての人が障がいのある人への理解を深めることは、共生する社会を実現する上で非常に大切なことです。

☆ **トピック 「不当な差別的扱い」と「合理的配慮の不提供」について**

【不当な差別的扱い】

- ①「見えない」「聞こえない」「歩けない」といった機能障がいを理由に、区別（分けること）や排除、制限をすること
- ②車いすや補装具、盲導犬や介助者など、障がいに関することを理由にして、区別や排除、制限をすること

ただし、上の①、②の行為が、だれが見ても目的が正当で、かつ、その扱いがやむを得ないときは、差別になりません。

【合理的配慮を行わないこと（合理的配慮の不提供）】

障がいのある人とない人の平等な機会を確保するために、障がいの状態や性別、年齢などを考慮した変更や調整、サービスを提供することを「合理的配慮」と言い、それをしないと差別になります。

ただし、その事業者などにとって大きすぎるお金がかかる場合などは合理的配慮を行わなくても差別になりません。

▶ 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
○「障害者差別解消法」について民間事業者などに啓発します。	健康福祉課
○高齢者や障がい者に配慮した住宅の改修に対して相談や費用を助成します。	
○公共の場の段差解消や誘導ブロックの設置など「バリアフリー新法 [*] 」や兵庫県「福祉のまちづくり条例」に基づいた施設整備を引き続き進めます。	まちづくり課
○児童・生徒の状況に応じた学習環境を整備します。	学校教育課
○「心のバリアフリー」の普及・啓発を行います。	社会教育課
○「障害者差別解消法」に基づき、障がいのある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁（バリア）となるものを取り除きます。	すべての課

▶ 町民のみなさんができること

○障がい者、高齢者などの困難を自らの問題として認識し、支援を必要とする方々の社会参加に協力する。

(企業のみなさんをお願いすること)

- 不便を感じている従業員のことを理解し、協力しましょう。
- 「心のバリアフリー」教育を行いましょう。
- 障がいの有無、年齢、性別などに関わらず、多様な働き方が可能となる環境を整備しましょう。
- 施設・製品・情報を障がい者や高齢者などのニーズに配慮したものにしましょう。

5. 【基本目標5】配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援

配偶者などからの暴力は、重大な人権侵害であり犯罪行為です。どんな理由があっても決して許されるものではありません。

しかし、DVは家庭内において行われることが多いため、外部からの発見が難しく、潜在化しやすい傾向にあります。また、加害者に罪の意識が薄い、被害者自身も人権を侵害されているという意識が薄い場合が多いことに加え、被害者は恐怖心や無力感、羞恥心などから外部へ訴えられない場合も多く、周囲が気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特徴があります。

また、子どもの目の前で行われるDVは児童虐待であり、DVが行われている家庭の子どもも被害者です。さらに近年は、交際相手からの暴力、いわゆる「デートDV」も問題となっています。

このような状況を改善し、すべての人の人権が尊重される社会を実現するためには、一人ひとりがDVは身近にある重大な人権侵害であることを十分認識し、暴力を容認しない社会風土を醸成することが不可欠となります。また、DV被害者の安全確保をはじめ、生活再建のための支援において、町民の最も身近に存在する市町村が果たすべき役割は重要なものとなっています。

本町では、これまで以上にDVの防止に向けた啓発や教育を進めるとともに、DV被害者の相談から保護、自立までの切れ目ない支援を総合的・体系的に推進することを目的に、「福崎町配偶者等暴力（DV）対策基本計画」を策定しました。

（1）DV被害の早期発見と相談体制の整備

● 現状と課題

DV被害は本人の意識や社会的な理解が不十分なため、潜在化している状況にあります。

また、DV被害は虐待へと形を変え、子どもにも影響を及ぼす可能性があることから、早期発見につながる体制づくりが重要です。子どもの健診、被害者の心の病や怪我の治療、各種相談窓口における相談をとおして、適切な対応が求められます。

本町では、啓発用リーフレット・冊子などを窓口で配布し、相談窓口を紹介するとともに、相談者に対する助言・情報提供などを行っています。また、必要に応じて、県の母子相談員を紹介しています。住民生活課の窓口で相談を受けた場合は、支援措置制度の説明をし、対応しています。

町民意識調査結果では、夫婦や恋人・パートナーから身体的・精神的・経済的な暴力（DV）を受けた経験があるかについて、「今までなかった」が最も多く77.3%、次いで「過去に一、二度あった」が14.5%と続いており、男女別年齢別に比較すると、『今までにあった（「ほとんど毎日」「週一、二度あった」「月に一、二度あった」「過去に一、二度あった」の合計）』において、男性より女性の方が20.0ポイント差と多く、40歳代で約3割、30歳代・50歳代・70歳代で約2割、20歳代・60歳代で約1割がDVを受けた経験があることが分かります。

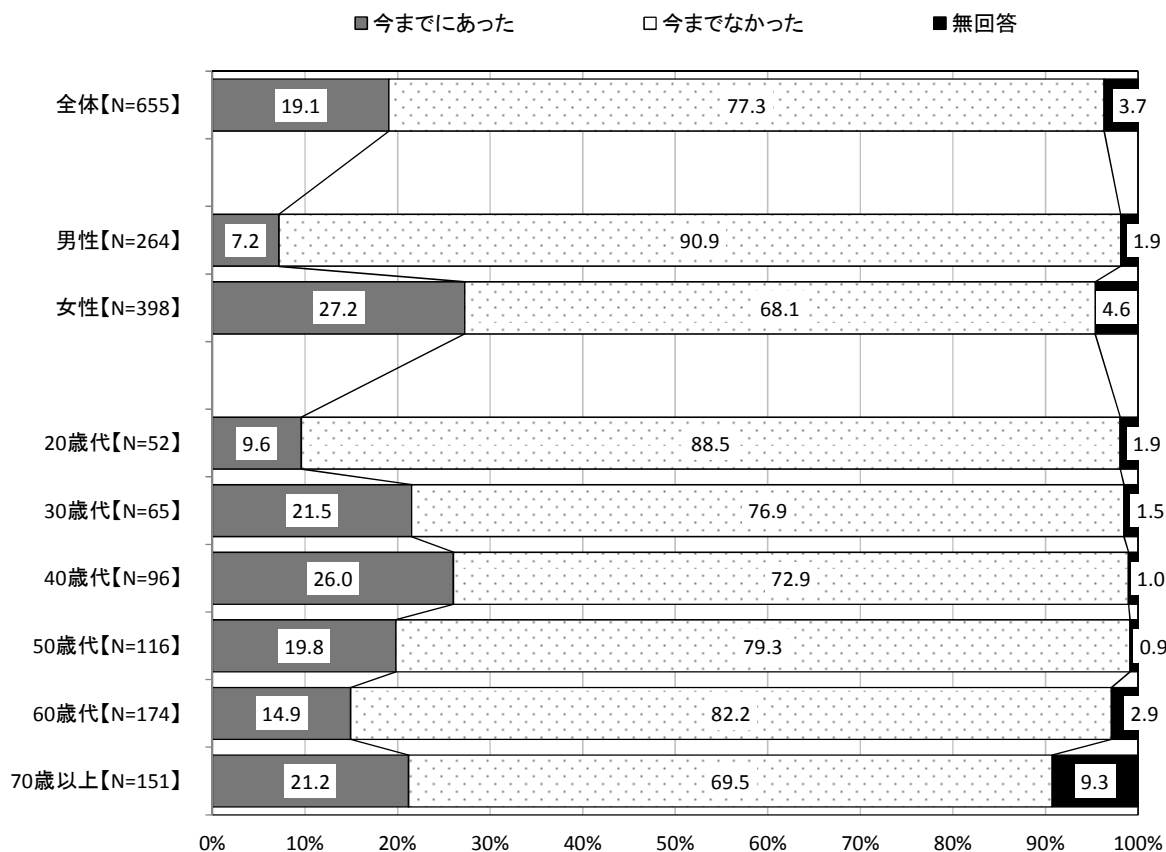


図 27 夫婦や恋人・パートナーから身体的・精神的・経済的な暴力（DV）を受けた経験の有無

また、夫婦や恋人・パートナーから身体的・精神的・経済的な暴力（DV）を受けた経験がある方に、暴力（DV）を受けた後にどこ（だれ）かに相談したか聞いたところ、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が最も多く 49.6%、次いで「家族や親戚に」が 32.0%、「友人・知人に」が 18.4%と続いており、公共機関の相談窓口を認知していない状況がうかがえます。町民が安心して相談できる相談支援窓口の周知を図る必要があります。

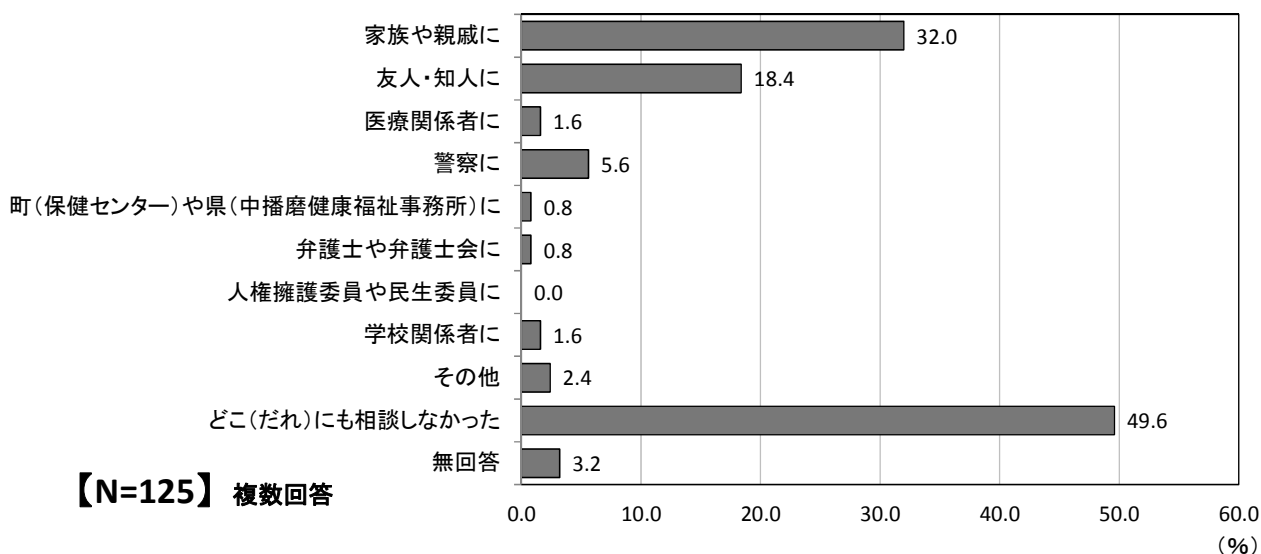


図 28 暴力（DV）を受けた後にどこ（だれ）かに相談したか



ピックアップ 住民基本台帳事務における支援措置申出について

市町村の住民基本台帳事務*において、DV、ストーカー行為*等及び児童虐待の加害者が、住民票の写しなどの交付制度などを不当に利用して、それらの行為の被害者の住所を探索することを防止するための被害者保護の支援措置の実施をしています。

◆内容

- ・加害者（同一世帯の者を含む）やその代理人からの住民票の写しなど(住民票・住民票除票・戸籍の附票)の請求を制限します。
- ・なりすまし防止のため、支援措置申出者などの代理人又は使者からの住民票の写しなどの請求を拒否します。(原則委任状を利用したの請求はできません)
- ・なりすまし防止のため、支援措置申出者などからの住民票の写しなどの郵送による請求は原則認められません。
- ・第三者(弁護士等八業士・法人・債権者など)からの住民票の写しなどの請求は、関係文書の提示などによる請求理由の確認を行うなど厳密な審査を行います。
- ・被害者本人が住民票の写しなどの請求をされる場合は、本人確認書類（運転免許証・保険証など）を持参していただきます。
- ・住民基本台帳の閲覧のリストから外し、第三者の閲覧を防止します。

◆対象者

- ・福崎町の住民基本台帳に記録されている方
- ・以下、(1)～(4)いずれかの状態にあてはまり、警察へ被害届（相談を含む）を提出している方、または被害届（相談を含む）を提出する予定の方
 - (1)配偶者からの暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがある。
 - (2)ストーカー行為などの被害者であり、かつ、更に反復してつきまといなどをされるおそれがある。
 - (3)児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがある。又は監護などを受けることに支障が生じるおそれがある。
 - (4)その他(1)～(3)に準ずる状態にある。(例えば、交際相手から暴力を受けている場合や児童の年齢が18歳に達した後も引き続き支援を必要とする場合など)

▶ 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ○広報や町ホームページなどで、広く相談窓口の周知に努めます。 ○被害者への対応スキル向上を目指すとともに、庁舎内や関係機関との連携を密にし、適切な対応ができるような体制を整備します。 ○要保護児童対策地域協議会のDV部会を定期的を開催し、関係機関の担当者の連携を深め、意識啓発に努めます。 ○相談窓口の周知やプライバシーに配慮した相談室を確保するなど、相談しやすい体制を整備します。 	健康福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ○相談時に住民基本台帳事務における支援措置制度の説明を行います。 ○啓発活動や広報などによるDVに対する情報提供活動を推進し、町民に対して問題意識の向上を図り、被害者の早期発見につなげます。 	住民生活課 健康福祉課

➤ 町民のみなさんができること

- 親しい間柄でも暴力や暴言は許さないという認識を持つ。
- DV被害にあったり、周りの人がDV被害にあっていることに気づいたときは、保健センターなどの公的機関に相談する。

(2) DV根絶に向けた啓発・教育の推進

● 現状と課題

DVは、いかなる理由であれ、被害者の人権侵害であり、生命・身体・精神に重大な危害を与える犯罪行為です。家庭という密室の中では、長期にわたり反復的に行われることも少なくないため、子どもの成長・人格に影響を与えます。

暴力が起こる背景には、男女の固定的な性別役割分担、社会的、経済的な力の格差などの問題があるとされています。誰もがDVなどの加害者や被害者にならないよう、一人ひとりがDVに関する正しい知識を身につけ、理解を深めることができるよう、DV被害の実態やDVの特徴・背景などについて啓発を行う必要があります。

本町では役場窓口や相談窓口など、町民が目につきやすいところに関係資料を置いていますが、DV防止に特化したリーフレットの配布などの積極的な周知はしていないのが現状です。また、思春期支援教室において、助産師が小中学校へ出向き、健全な家庭を築いていくための思春期教育を実施していますが、高校や大学へのDV防止に向けた啓発はできていません。

町民意識調査結果では、男女間における暴力（DV）を防止するために必要なことについて、「家庭で子どもに対し、小さいころから暴力はいけないことだと教える」が最も多く67.2%、次いで「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」が54.8%、「加害者への罰則を強化する」が37.6%と続いています。学校教育においてDV防止教育を進めることで、早い時期から人権尊重や暴力根絶の意識を根付かせていく必要があります。

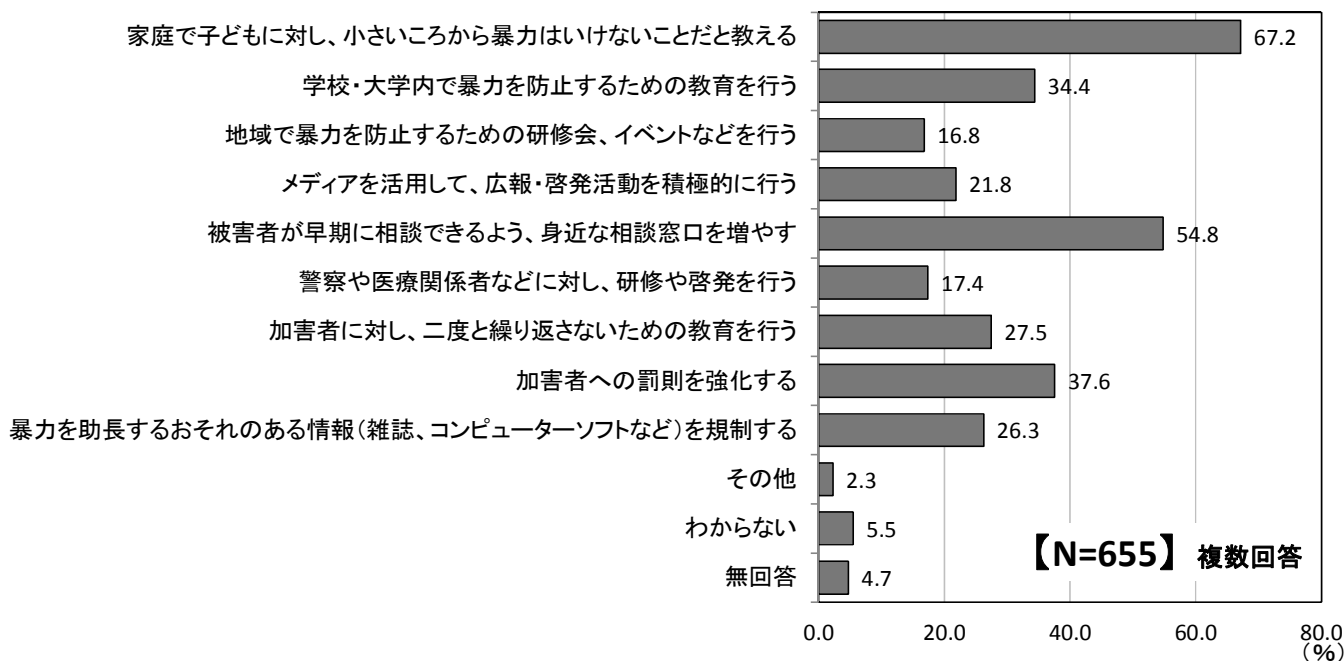


図 29 男女間における暴力（DV）を防止するために必要なこと

近年では、親しい間柄にある若者の間の暴力であるデートDVについても、深刻な被害が報告されていることから、デートDVを防止のための取り組みが重要です。本町では、毎年7月の青少年非行防止強調月間に、インターネットの利便性と危険性（リベンジポルノ[※]の危険性やフィルタリング[※]の必要性など）について記事にし、性犯罪にまきこまれないよう啓発を行っています。

町民意識調査結果では、DVについて「知っている」割合は8割となっており、デートDVについては5割と低い状況です。デートDVについては、将来、DVとして深刻化する恐れもあることから、デートDVに向けた効果的な教育・啓発も求められます。

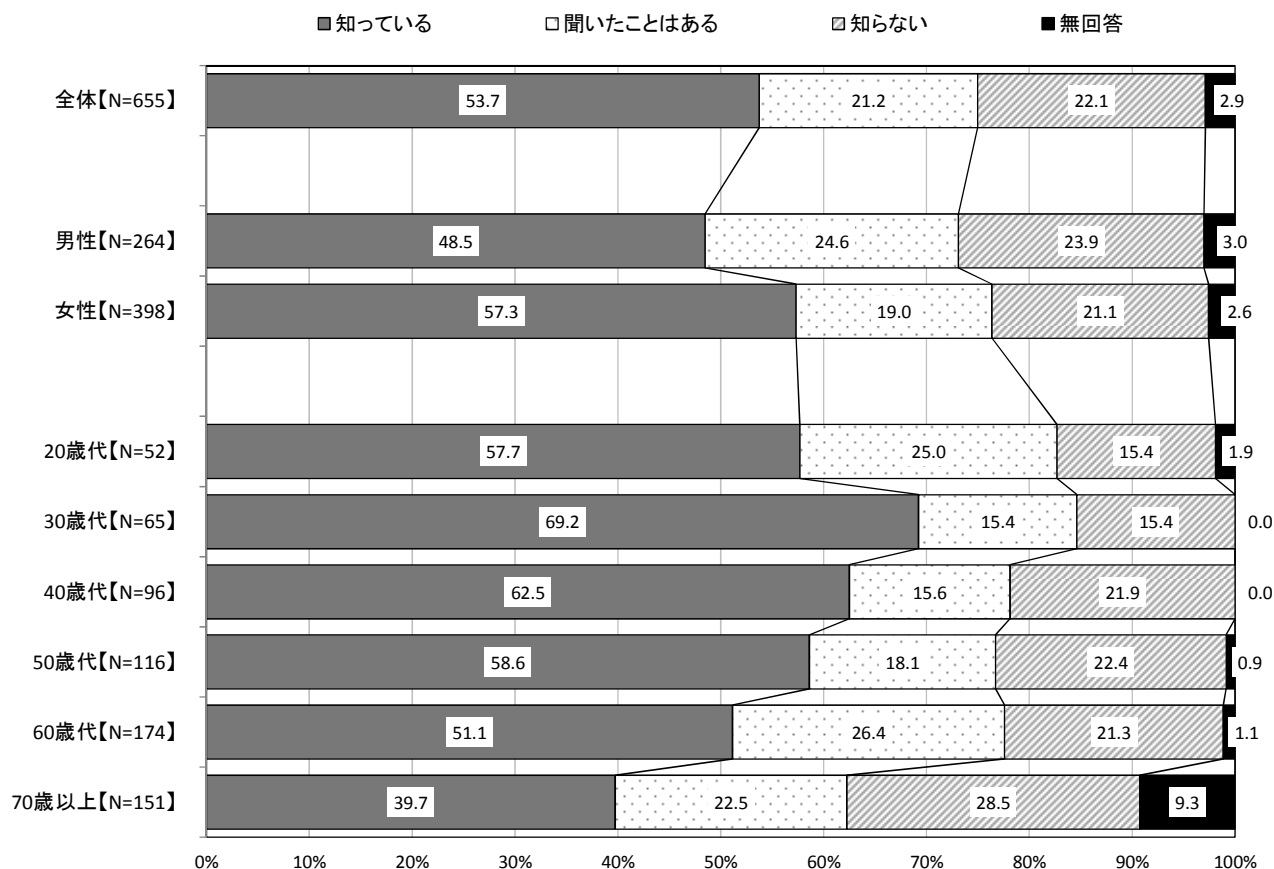


図 30 デートDVの認知度

★トピック 女性に対する暴力根絶のためのシンボルマークについて

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

内閣府男女共同参画局では、これら女性に対する暴力の問題に対する社会における認識を更に深めるため、「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」を制定しています。



★トピック パープルリボン運動について

子どもや暴力の被害者にとって世界を安全なものとするを目的として、平成6年(1994年)、アメリカで近親姦やレイプの被害者によって生まれたものです。現在40か国以上の国際的なネットワークに発展し、「女性に対する暴力をなくす運動」のシンボルとして使われています。



▶ 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
○小中学生に対し、将来、健全な家庭を築いていけるよう、思春期支援教室などの健康教育を成長発達段階に応じて計画的に展開します。 また、児童・生徒だけでなく保護者にも参加を呼びかけ、男女参画、命の大切さについて親子で考えるきっかけを提供するとともに、DV防止についての啓発も行います。	健康福祉課
○広報やホームページなどで、DV防止に関する正しい知識を提供していきます。	健康福祉課 社会教育課
○児童・生徒や園児・乳幼児の親世代に対して、恋愛や結婚における対等な関係づくりの意識啓発の情報提供や講演会などの推進を図ります。	学校教育課
○恋愛、結婚における対等な関係づくりについての意識啓発を行います。	社会教育課

➤ 町民のみなさんができること

- DVは人権侵害であるという強い意識を持つ。
- 自分を大切にし、相手も大切にする。また、考えや価値観の違いを認める。
- デートDVに対して問題意識を持つ。

(3) DV被害者への支援体制の整備

● 現状と課題

本町におけるDVの相談件数は少なく、年間数件です。その理由として、相談窓口がDV専門でなく、一般相談と同じであるため、相談しにくいこととなっていると考えられます。

本町では、保健センター職員が、電話・面接などによるDV相談に応じています。要保護児童対策地域協議会のDV部会において相談事案を協議し、情報の共有を図っています。姫路こども家庭センターや警察と連携を図り、被害者の個人情報保護に細心の注意を払いながら、被害者及びその家族に対する安全確保が重要です。

また、被害者が一時保護後、真にDVから逃れ、自立に向けた生活がスタートできるよう、住宅など、生活の安定に向けた支援や、被害者や子どもの心身のケアなど、継続した支援を行う必要があります。

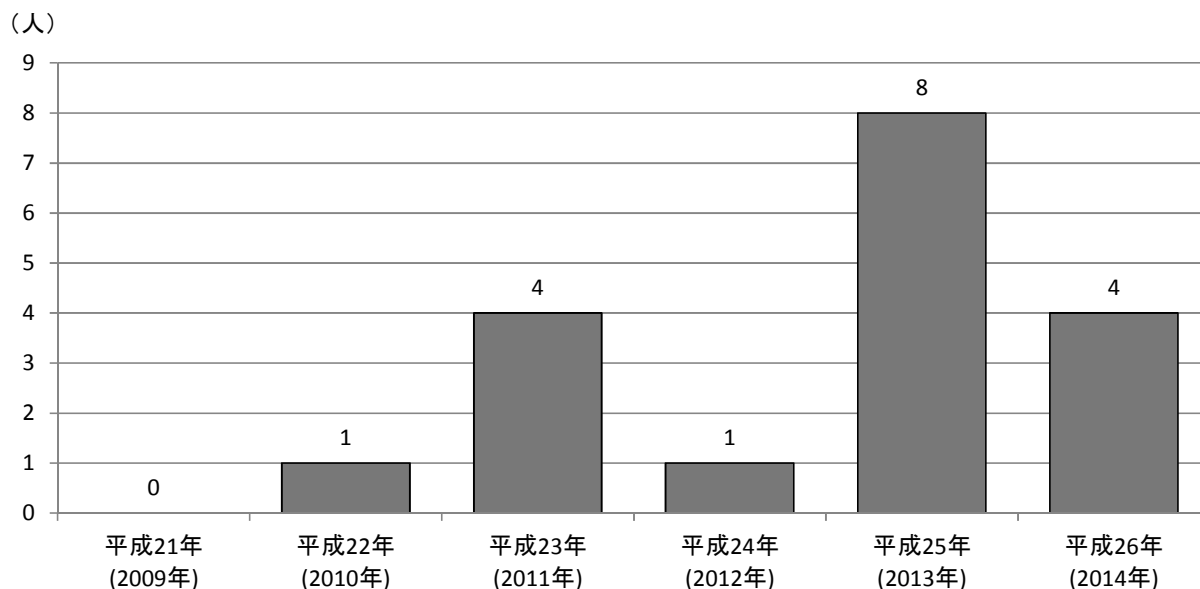


図 31 DV相談件数の推移

資料：保健センター

▶ 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ○DV被害者に対して町営住宅に優先的に入居できるよう支援します。 ○支援措置制度の周知を行います。 ○住民基本台帳事務における支援措置の受付の際には、適切な事務処理のもと、住民票の交付制限を行い、情報管理を徹底します。 ○支援措置者の前住所地及び本籍の附票などの住所に関する市町村と連携を強化し、直ちに支援措置対策を講じます。 	住民生活課
<ul style="list-style-type: none"> ○庁内の関係部署との円滑な支援体制が取れるようにDV相談対応マニュアルを作成するとともに、DV被害者が関係職員などからの不適切な対応により二次的被害が発生しないよう、庁内関係部署間でDV被害者対応に関する知識を共有します。 ○町民からの相談には、丁寧に対応し適切な処遇を検討するとともに、既存の福祉施策などを活用し、継続的な被害者支援を図ります。 ○こども家庭センター、警察などと連絡や調整を行い、被害者の支援体制を強化します。 ○要保護児童対策地域協議会などを活用して、支援について検討し、見守りを継続して行います。 ○DV被害者が心理的な安定を取り戻すようになるまで、心身のケアを行います。 	住民生活課 健康福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ○学校において、被害者の子どもの心のケアを行います。 	学校教育課

➤ 町民のみなさんができること

- DVの被害にあったときは、一人で悩みを抱え込まずに、周囲の人や公的機関に相談する。
- 支援制度についての知識を得る。

第4章 計画の推進体制

本計画に基づき、男女共同参画社会の形成に向けた各種施策を総合的かつ効果的に推進するため、推進体制を強化し、適切に進行管理するとともに、様々な機関などとの連携を強化することにより、協働の取り組みを進めます。

1. 推進体制の整備

- 本町における男女共同参画社会の実現を、町の様々な主体が連携して総合的に進めるための機関として「男女共同参画推進協議会（仮称）」の設置を検討します。「男女共同参画推進協議会（仮称）」は、住民、企業、各種団体（自治会、ボランティア団体）、行政など各主体の代表によって構成し、各種団体との意見交換、町民の意見集約などを行います。また、施策全体の進捗を管理し、課題の抽出や施策の改善を図るなど、計画の総合的かつ効率的な推進を支援します。
- 本計画を着実に推進するため、庁内の各課代表を構成員とした「男女共同参画庁内推進委員会（仮称）」を設置し、計画に基づく施策の推進及び進行管理を行います。

2. 計画推進のための連携強化

- 本計画の効果的な実施のために情報交換を行うなど国や県と連携、協調を図ります。
- 男女共同参画の推進は、行政のみの力でできるものではありません。あらゆる分野で町民一人ひとりの自主的な取り組みが必要となります。町民が自主的な取り組みを行えるようあらゆる情報提供や相談支援を行います。
- 男女共同参画をあらゆる場で実現するためには、企業においても積極的な取り組みを行う必要があります。企業への情報提供や、企業との意見交換など、課題解決のための積極的な取り組みを促進します。
- 地域のリーダーや活動の推進力となる各種団体と緊密な連携を取り、町民の自主的な活動を促進します。各種団体との情報交換、各種団体の活動の支援、施策実施における協力要請など、各種団体との連携強化を推進します。

3. 計画推進のための活動基盤の整備

男女共同参画施策を推進していくためには、啓発や学習活動、ネットワーク、情報発信、調査・研究などの様々な活動拠点の整備・充実が必要です。

今後、本計画に掲げられた施策を確実に実施していく拠点として、また、情報収集・発信や各種相談など、町民の活動のための拠点として、さらには町民同士の交流の場として、自由に、気軽に町民が集える拠点施設の整備が必要となってきます。

第5章 数値目標

福崎町男女共同参画基本計画の進行管理において、5つの基本目標の進捗状況を客観的に評価するため、数値目標を設定します。

【基本目標1】男女が互いの人権を尊重する社会の実現

No	目標項目	現状値	目標値 (平成37年度)	担当課
1	「男は仕事、女は家庭」という考え方に「反対」(どちらかといえば含む)された方の割合	51.9% (平成27年度)	80%	社会教育課
2	男女共同参画に関する広報記事掲載回数	0回/年度 (平成27年度)	2回/年度	社会教育課
3	男女共同参画に関するサルビアセミナー講座の実施回数(男女共同参画週間)	0回/年度 (平成27年度)	1回/年度	社会教育課

【基本目標2】すべての女性が活躍できる社会の実現

No	目標項目	現状値	目標値 (平成37年度)	担当課
1	審議会など委員総数に占める女性の割合	27.4% (平成26年度)	32%	すべての課
2	女性農業委員数	0人 (平成27年度)	2人	農林振興課
3	管理職(町職員)の女性割合	12% (平成27年度)	20%	総務課
4	消防団への女性登用	0人 (平成27年度)	2人	住民生活課
5	男性職員(町職員)の育児休業などの取得割合(子の看護休暇、育児参加のための休暇を含む)	16.7% (平成27年度)	50%	総務課
6	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)という言葉と内容を知っている割合	20% (平成27年度)	80%	地域振興課 社会教育課
7	県実施の「女性のためのチャレンジ相談」の活用	0回/年度 (平成27年度)	1回/年度	地域振興課 社会教育課

【基本目標3】男女共同参画を推進する教育の充実

No	目標項目	現状値	目標値 (平成37年度)	担当課
1	生涯楽集データベース「まちの先生」の利用件数	84件/年度 (平成26年度)	90件/年度	総務課
2	思春期支援教室の開催回数	25回/年度 (平成26年度)	25回/年度	健康福祉課

【基本目標4】誰もが安心して暮らせる福祉の充実

No	目標項目	現状値	目標値 (平成37年度)	担当課
1	ひとり親家庭への支援一覧パンフレットの作成	0種類 (平成27年度)	1種類	住民生活課 健康福祉課 学校教育課
2	子育て参加状況アンケート「子育てに父親は協力的か」での「協力的」と回答した割合	89.1% (平成26年度)	100%	健康福祉課
3	学童保育時間の延長	午後6時まで (平成27年度)	午後7時まで	学校教育課

【基本目標5】配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援

No	目標項目	現状値	目標値 (平成37年度)	担当課
1	若年層へのデートDVに関する啓発回数	0回/年度 (平成27年度)	4回/年度	健康福祉課

資料編

福崎町男女共同参画基本計画策定経過

日程	内容
平成 27 年 5 月 8 日（金）～ 平成 27 年 5 月 29 日（金）	<u>町民意識調査の実施</u> 1. 調査対象者 福崎町在住者を対象に 20 歳以上の 1,500 人を無作為に抽出 2. 回収結果 回収率 43.9%
平成 27 年 8 月 27 日（木）	<u>第 1 回福崎町男女共同参画基本計画策定委員会</u> 1. 開会 2. 町長あいさつ 3. 委嘱書交付式 4. 委員自己紹介 5. 委員長・副委員長の選出について 6. 協議事項 ①男女共同参画の流れについて ②福崎町における男女共同参画状況の報告 ③策定スケジュールについて ④意見交換 7. その他 8. 閉会
平成 27 年 11 月 12 日（木）	<u>第 2 回福崎町男女共同参画基本計画策定委員会</u> 1. 開会 2. あいさつ 3. 協議事項 ①基本理念、基本目標、施策体系について ②施策の方向と内容について ③策定スケジュールについて 4. その他 5. 閉会

日程	内容
平成 28 年 1 月 28 日 (木)	<p><u>第 3 回福崎町男女共同参画基本計画策定委員会</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. あいさつ 3. 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> ①福崎町男女共同参画基本計画素案の検討 ②パブリック・コメントについて 4. その他 5. 閉会
平成 28 年 2 月 10 日 (水) ～ 平成 28 年 2 月 29 日 (月)	<p><u>パブリック・コメントの実施</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 閲覧場所 <ul style="list-style-type: none"> ・福崎町ホームページ ・福崎町教育委員会 (土・日曜日及び祝祭日は休み) ・福崎町役場ロビー情報公開コーナー (土・日曜日及び祝祭日は休み) ・福崎町図書館 (月曜日は休み) ・福崎町文化センター (月曜日は休み) ・福崎町八千種研修センター (水曜日は休み) 2. 提出方法 <p>住所、氏名、ご意見などをご記入の上、FAX、Eメール、郵送または教育委員会社会教育課へ直接提出</p> 3. 意見数 <p>1 件</p>
平成 28 年 3 月 10 日 (木)	<p><u>第 4 回福崎町男女共同参画基本計画策定委員会</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. あいさつ 3. 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> ①パブリック・コメントでの意見集約について ②福崎町男女共同参画基本計画最終案の確認 4. その他 5. 閉会

福崎町男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本町における男女共同参画社会の形成を総合的に推進する基本的な計画として、福崎町男女共同参画基本計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、その基本となる事項及び主要な課題等について検討するため、福崎町男女共同参画基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に必要な次の事項について調査・審議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他目的達成に必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 専門的な知識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 前2号に掲げる者の他、町長が必要と認める者

3 委員の任期は、町長が委嘱した日から平成28年3月31日までとする。

4 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、社会教育課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年7月13日から施行する。

(特例措置)

2 この告示の施行の日以後に開かれる最初の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

福崎町男女共同参画基本計画策定委員会委員名簿

氏名	所属
大井 正英	区長会
田中 純美	社会教育委員会
武内 直子	元兵庫県男女共同参画推進員
諫山 繁幸	民生児童委員協議会
玉置 明美	人権擁護委員
足立 泰子	商工会女性部
小川 伸司	工業団地協議会
瀧川 妙子	ボランティアグループ代表
大塚記美代	公募による委員

事務局

氏名	課・職名
大塚 久典 ※山下 健介	社会教育課・課長
大角 英子	健康福祉課・課長補佐
柳瀬 優子	社会教育課・係長
高橋 涉	社会教育課・社会教育指導員
山川恵美子	社会教育課・コミュニティ専門員

※交代のあった当初委員

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する

男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社

会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関す

る施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努

めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則(平成11年6月23日法律第78号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附則(平成11年7月16日法律第102号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(施行の日=平成13年1月6日)

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定公布の日(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則(平成11年12月22日法律第160号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成 13 年法律第 31 号)

最終改正：平成 26 年 4 月 26 日法律第 28 号

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等
(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更し

ようにするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たす

ようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合には、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な

指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が

行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道府県警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被

害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることそ

他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未

満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察

職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しく

は保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることがで

きる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の

送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法 の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴

力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則(平成16年6月2日法律第64号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則(平成19年7月11日法律第113号)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件について

は、なお従前の例による。

附則（平成 25 年 7 月 3 日法律第 72 号）（抄）

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

附則（平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

（政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する

男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一

般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体を

して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなると認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第

三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。
（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しな

ければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の

情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性

の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議

会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法

第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にか

かわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十五の次に次の一号を加える。

二十の二十六女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第号)

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十八年 三月三十一日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第号)第五条第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。
------------------	---

理由

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現するため、女性の職業生活における活躍の推進について、その基

本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

男女共同参画行政のあゆみ

年	世界	国	兵庫県	福崎町
1975年 (昭50年)	・国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択	・「婦人問題企画推進本部」設置 ・総理府婦人問題担当室業務開始 ・特定職種育児休業法の成立(女子教育職員、看護婦、保母など)(昭和51年施行) ・国際婦人年記念日婦人問題会議の開催		
1976年 (昭51年)	・ILO(国際労働機関)事務局に婦人労働問題担当室設置	・民法の改正(離婚の氏の選択制度)		
1977年 (昭52年)		・国内行動計画策定 ・国立婦人教育会館開館	・婦人問題懇話会設置 ・婦人対策室設置 ・婦人生活大学の充実(専門講座など開設・増設) ・婦人施策企画推進会議設置 ・婦人施策推進連絡会議設置 ・婦人(現在は女性)問題相談員設置	
1978年 (昭53年)			・兵庫県婦人行動計画綱領制定	
1979年 (昭54年)	・国連第34回総会「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)採択		・婦人家庭室に名称変更	
1980年 (昭55年)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)女子差別撤廃条約の署名式(75カ国)「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	・女子差別撤廃条約署名民法の改正(配偶者の法定相続分引き上げ、昭和56年施行)		
1981年 (昭56年)	・ILO総会「男女労働者特に家庭的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約(第156号)」採択	・「国内行動計画後期重点目標」策定	・ひょうごの婦人(白書)発行 ・婦人問題研究会設置 ・婦人室に名称変更	
1983年 (昭58年)			・「幸せをつくるー婦人のための25章ー」発行	
1984年 (昭59年)		・国籍法及び戸籍法改正(子の国籍:父系主義⇒父母両系主義、昭和60年施行)	・婦人・生活課設置	・「福崎町新総合計画(サルビアプラン)」策定

年	世界	国	兵庫県	福崎町
1985年 (昭60年)	・「国連婦人の10年」最終年世界会議〔ナイロビ〕「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・女子差別撤廃条約批准 ・男女雇用機会均等法の成立〔昭和61年施行〕 ・国民年金法の改正（女性の年金権確立、昭和61年施行） ・生活保護基準額の男女差解消	・「ひょうごの婦人しあわせプラン」策定 ・国連婦人の10年世界会議派遣事業の実施	
1986年 (昭和61年)		・婦人問題企画推進本部の構成を全省庁に拡充 ・婦人問題企画推進有識者会議開催	・婦人生活大学1年制から2年制へ移行	
1987年 (昭和62年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		
1988年 (昭和63年)				
1989年 (平成元年)		・学習指導要領改訂（高等学校家庭科の男女共修など）		
1990年 (平成2年)	・国連婦人の地位委員会「ナイロビ将来戦略の第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 ・ILO「夜業に関する条約（第171号）」採択		・「新ひょうごの女性しあわせプラン」策定 ・女性施策推進委員会設置	
1991年 (平成3年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第1次改定）」策定 ・「育児休業法」成立（男性も対象、平成4年施行）	・女性・生活課に名称変更し、女性政策室を設置 ・婦人生活大学を生活創造大学に名称変更し内容を充実	
1992年 (平成4年)			・県立女性センター開設	
1993年 (平成5年)	・国連世界人権会議（ウイーン） ・国連総会「女性に対する暴力撤廃宣言」採択	・パートタイム労働法成立・施行 ・中学校で家庭科が男女必修共修になる	・「審議会等の委員への女性登用推進要綱」制定 ・女性施策推進連絡会議登用推進部会設置	・「女性セミナー」開講
1994年 (平成6年)	・国際人口開発会議（カイロ）「カイロ宣言及び行動計画」採択	・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置（政令） ・男女共同参画推進本部設置 ・高校で家庭科が男女必修共修になる ・子育て支援のための「エンゼルプラン」策定		・「福崎町第3次総合計画」策定
1995年 (平成7年)	・第4回世界女性会議（北京）「北京宣言」及「行動綱領」採択	・「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化） ・ILO「第156号条約」批准		

年	世界	国	兵庫県	福崎町
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画2000年プラン」策定 ・男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新ひょうごの女性しあわせプラン後期実施計画」策定 ・女性政策室を男女共生推進室に改組 	
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会設置(法律) ・「男女雇用機会均等法」改正(母性健康管理措置の義務規定化など、平成11年施行) ・介護保険法成立(平成12年施行) 		
1998年 (平成10年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会から「男女共同参画社会基本法－男女共同参画社会を形成するための基本的条件づくり－」答申 		
1999年 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法」成立 ・「食料・農業・農村基本法」成立(女性の参画促進を規定) ・男女共同参画審議会から「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会の形成についての意識と実態に関する調査」実施 	
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会(ニューヨーク)「女性2000年会議」「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会から「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申 ・男女共同参画審議会から「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方ー21世紀の最重要課題ー」答申 ・「男女共同参画基本計画」策定 ・「スートカー規制法」成立 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共生推進室を男女共同参画推進室に名称変更 	
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府に男女共同参画局設置 ・男女共同参画会議設置「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」成立 ・第1回男女共同参画週間「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「兵庫県男女共同参画計画ーひょうご男女共同参画プラン21ー」策定 	
2002年 (平成14年)		<ul style="list-style-type: none"> ・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会づくり条例」制定 ・県立女性センターから県立男女共同参画センターに改称 	

年	世界	国	兵庫県	福崎町
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「少子化社会対策基本法」成立 ・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ・「次世代育成支援対策推進法」成立 ・女子差別撤廃条約実施状況第4回・第5回報告審議 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画兵庫県率先行動計画－ひょうごアクション8－」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性セミナー」を「サルビアセミナー」に名称変更 ・「学童保育園」開設
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> ・DV防止法改正（暴力の定義拡大など） ・育児・介護休業法一部改正（育児休業期間の延長など）（平成17年施行） ・「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画課を男女家庭課に名称変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・「福崎町第4次総合計画」策定
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の地位委員会「北京+10」閣僚級会合（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部決定「女性の再チャレンジ支援検討会議の設置について」 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 ・「第2次男女共同参画基本計画」策定 		<ul style="list-style-type: none"> ・「子育て学習センター」移設・拡充
2006年 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国の審議会等における女性委員の登用促進について」男女共同参画推進本部決定 ・「男女雇用機会均等法」改正（性差別禁止の拡大など、平成19年施行） ・「女性の再チャレンジプラン」改定 ・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひょうご子ども未来プラン」策定 ・「兵庫県男女共同参画計画－ひょうご男女共同参画プラン21－後期実施計画」策定 ・「第2次男女共同参画兵庫県率先行動計画－新ひょうごアクション8－」策定 ・「兵庫県配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画」策定 ・県立男女共同参画センターに「ひょうご女性チャレンジひろば」を開設 	
2007年 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「DV防止法」改正（平成20年施行） ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 		

年	世界	国	兵庫県	福崎町
2008年 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 ・「次世代育成支援対策推進法」改正(行動計画の公表及び従業員への周知の義務化など、平成21年施行) ・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告書提出 		
2009年 (平成21年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次男女共同参画兵庫県率先行動計画ーひょうごアクション8ー」策定 ・「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」策定 ・ひょうご仕事と生活センター開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・「子育て支援センター」設置
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の地位委員会「北京+15」閣僚級会合(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新ひょうご子ども未来プラン」策定 	
2011年 (平成23年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「兵庫県男女共同参画計画ー新ひょうご男女共同参画プラン21ー」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性委員会」設置
2012年 (平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性に関するASEAN閣僚級会合」開催(ラオス) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども・子育て支援法」など子ども・子育て関連3法公布 ・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第4次男女共同参画兵庫県率先行動計画ーひょうごアクション8ー」策定 	
2013年 (平成25年)		<ul style="list-style-type: none"> ・若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 ・「DV防止法」改正(平成26年施行) ・「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる。 		
2014年 (平成26年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「日本再興戦略」改訂2014に『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる。 ・女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW!Tokyo2014)開催 		<ul style="list-style-type: none"> ・「福崎町第5次総合計画」策定
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連「北京+20」記念会合(第59回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定 		<ul style="list-style-type: none"> ・「福崎町子ども・子育て支援事業計画」策定

用語集

あ

育児・介護休業法	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律のことであり、育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、あわせて我が国の経済及び社会の発展に資することを目的としています。また、次世代育成支援を進めていく上でも大きな課題となっている育児や介護を行う労働者の仕事と家庭との両立をより一層推進するために、育児・介護休業法が改正されました(施行は平成17年(2005年)4月1日)。
----------	--

か

学童保育	主に日中保護者が家庭にいない小学生児童に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る保育事業の通称です。法律上の正式名称は「放課後児童健全育成事業」で、厚生労働省が所管します。
グローバル化	これまで存在した国家、地域などタテ割りの境界を超え、地球が1つの単位になる変動の趨勢や過程のことをいいます。
ケース会議	要保護者を支援する関係者が参集し、情報を共有し、具体的な支援内容を検討する会議のことをいいます。必要に応じ随時開催します。
ケアマネジャー	「介護保険制度」において、要支援または要介護と認定された人が、適切な介護サービスを受けられるようにするために、介護サービス計画を作成する専門職のことをいいます。
ケアプラン	介護保険制度で要介護認定を受けた場合、本人の希望や必要性和利用限度額や回数に基づいて作成される介護サービスの計画のことをいいます。
キャリアアップ	より高い資格・能力を身につけることや経歴を高めることをいいます。
合計特殊出生率	人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの平均数を示します。
子育て支援施設	福崎町の子育て支援の拠点として、情報を収集・提供し、他の施設等と連携しながら、地域に出向いた地域支援活動を実施する施設のことをいいます。

子ども・子育て支援新制度	平成24年(2012年)8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。
子どもの人権SOSミニレター	法務省の人権擁護機関では、学校における「いじめ」や体罰、家庭内での虐待などの問題に対する活動として、全国の小学校・中学校の児童・生徒に配布している便箋兼封筒のことであり、これを通じて教師や保護者にも相談できない子どもの悩みごとを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる様々な人権問題の解決に当たっています。
こんにちは赤ちゃん訪問	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業のことであり、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげることを目的としており、このようにして、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るものです。法律上の正式名称は「乳児家庭全戸訪問事業」で、厚生労働省が所管します。

な

在宅勤務	勤務する会社のオフィスで働くのではなく、自宅にて働く事を意味する言葉です。近年ではインターネットをはじめとした、情報通信環境の普及、充実に伴って、在宅勤務を認める会社も増え始めています。
サービス事業所	介護保険のサービスを提供する事業所のことをいいます。在宅の要介護者に対する居宅サービスは居宅サービス事業者が、在宅の要支援者に対する介護予防サービスは介護予防サービス事業者が提供します。
サルビアセミナー講座	「生き方の創造」、「男女共同参画」をキーワードに、現在の生活を見直し、心豊かで生きがいのある人生を送ることができるように、様々な知識・情報の習得、地域の人的交流の機会を提供する生涯学習講座のことです。
ジェンダー（社会的性別）の視点	性差別、性別による固定的役割分担、偏見等が社会的に作られたものであることを意識していこうとする視点のことをいいます。
思春期支援教室	助産師等が小中学生及びその保護者を対象に、生命の誕生や命の大切さについての講話ならびに思春期（性）教育を各小中学校に出向いて行う教室のことです。

<p>児童扶養手当</p>	<p>父母が婚姻を解消した児童等を監護している母、児童を監護し、生計を同じくする父又は父母以外で児童を養育（児童と同居し、監護し、生計を維持していること）している養育者に対して支給される手当のことをいいます。</p>
<p>住民基本台帳事務</p>	<p>住民基本台帳は、氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもので、住民の方々に関する事務処理の基礎となるものであり、以下に掲げる事務処理のことをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙人名簿への登録 ・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、国民年金の被保険者の資格の確認 ・児童手当の受給資格の確認 ・学齢簿の作成 ・生活保護及び予防接種に関する事務 ・印鑑登録に関する事務
<p>障害者差別解消法</p>	<p>平成 25 年(2013 年) 6 月に成立・公布された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」のことであり、この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。</p>
<p>女性のエンパワーメント</p>	<p>ジェンダーのもとに意思決定過程から排除され、力を奪われ、無力化されてきた女性たちが、ジェンダー問題に気づき、その批判的意識を行動に転換するために、力の基礎、すなわち意思決定過程への参加の機会を獲得することで、自ら力をつける道を開くことをいいます。</p>
<p>女性のためのチャレンジ相談</p>	<p>再就職や起業等をめざす女性、働き方を見直したり、何かにチャレンジしたいと考えている女性を支援するために、県立男女共同参画センターで実施している無料個別相談のことをいいます。</p>
<p>自律(立)のまちづくり交付金事業</p>	<p>この交付金は、自治会が「地域のつながりを活かした地域課題を検討するしくみ」（地域総合援護システム※）を基盤として、地域活性化に取り組むために実践される「まちづくり・地域づくり活動」に対して経費を助成するものです。</p> <p>※各自治会における相互助け合いのしくみづくりのため、各種団体から構成する福祉委員会で話し合い、地域課題の共有と取り組みを行うものです。</p>

スクールヘルパー	町内小学校の児童の登下校などを見守る学校安全地域ボランティアのことをいいます。
すべての女性が輝く政策パッケージ	平成 26 年(2014 年)10 月 3 日に、「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置され、この本部で、同月 10 日決定された施策のことをいいます。
ストーカー行為	同一の者に対し、つきまとい等を繰り返し行うことをいいます。
生産年齢人口	生産活動に従事する年齢の人口のことであり、15 歳～64 歳の人口を指します。

た

男女雇用機会均等法	職場における男女の差別を禁止し、募集・採用・昇給・昇進・教育訓練・定年・退職・解雇などの面で男女とも平等に扱うことを定めた法律であり、女性保護のために設けられていた時間外や休日労働、深夜業務などの規制を撤廃し、さらにセクシャル・ハラスメント防止のため、事業主に対して雇用上の管理を義務づけています。
トライやる・ウィーク	中学生が職場体験、福祉体験、勤労生産活動など、地域での様々な体験活動を通じて、働くことの意義、楽しさを実感したり、社会の一員としての自覚を高めるなど、生徒一人ひとりが自分の行き方を見つけられるよう支援する取り組みです。

な

認知症カフェ	認知症の人やその家族、各専門家や地域住民が集う場として提供され、お互いに交流をしたり、情報交換をしたりすることを目的として近年急増しています。
--------	---

は

ハイリスク	危険性が高いことをいいます。
バリアフリー	高齢者・障がい者などが生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）することを指します。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など、すべての障壁を除去する考え方です。
バリアフリー新法	正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」といい、従来のハートビル法と交通バリアフリー法を一体化させたものです。この新法の目的は、建設物（商業施設など）や交通施設（駅など）についてのバリアフリー対策が、それぞれ別々に行われてきたことから、今後、一体的に整備を行うことにあります。

ふくさき日本語サロン	“誰もが暮らしやすいまちづくり”を目指して、福崎町に住む外国人の生活の中での不安をなくすため、日本語を教えたり生活情報を伝えるなど、コミュニケーションをとるための交流の場です。
福崎町食育推進計画	家庭はもとより、保育所、幼稚園、小中学校、地域（集落）、農業生産者など食にかかわる関係機関・団体等がさらに連携を強化して食育を推進し、生涯にわたって健全な心身と豊かな人間性を育む町づくりを目指すために、平成 23 年(2011 年)4 月に策定された計画です。
フィルタリング	インターネット利用における情報閲覧の制限や受発信を制限することをいいます。
福祉のまちづくり条例	障害・高齢などでハンディキャップを持っている人が健常者と障壁・差異・差別なく公共の施設や商業施設、交通機関を利用できるように環境を整備しようとする国・自治体のバリアフリー化施策のことをいいます。
フレックスタイム制	1 か月以内の一定期間（清算期間）における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働く制度で、労働者とその生活と業務の調和を図りながら、効率的に働くことができ、労働時間を短縮しようとするものです。
ホームヘルパー	在宅の高齢者や障害者宅を訪問して、介護サービスや家事援助サービスを提供するホームヘルプ事業の第一線の職種です。

ま

まちの子育てひろば	親子が気軽に集い、仲間づくりを通して子育ての悩みを話しあったり、お互いに情報交換などを行っているひろばのことです。原則未就学児を対象に、絵本の読み聞かせや人形劇などの遊びを提供したり、子育ての相談に応じたり、親子体操、工作、季節の行事などの様々な体験活動が行われています。
マンパワー	労働力（人員）、投入できる人的資源のことです。

や

ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方です。
------------	---

要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもの早期発見そや適切な保護を図るためには、関係機関がその子どもなどに関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくため、子ども虐待防止を目的とするネットワークが設置されています。
幼保連携型認定こども園	認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設のことであり、幼保連携型は幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設としての認定こども園としての機能を果たすタイプを指します。

ら

ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のことをいいます。
リベンジポルノ	別れた恋人や配偶者に対する報復として、交際時に撮影した相手方のわいせつな写真や映像を、インターネットなどで不特定多数に配布・公開する嫌がらせ行為及びその画像のことをいいます。
6次産業化	農業や水産業などの第一次産業が食品加工（第二次産業）、流通や販売（第三次産業）にも業務展開している経営形態を表します。農業者が主体的かつ総合的に関わることによって、加工賃や流通マージンなどの今まで第二次・第三次産業の事業者が得ていた付加価値を、農業者自身が得ることによって農業を活性化させようというものです。
両立支援制度	育児・介護休業法で定められた、仕事と育児・介護の両立を支援するために設けられた制度のことです。
ロールモデル	自分にとって、具体的な行動や考え方の模範となる人物のことをいいます。

アルファベット

DV	ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence) の頭文字をを略したもので、同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のことをいいます。近年ではDVの概念は婚姻の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もあります。
HIV・性感染症	HIVとは、ヒト免疫不全ウイルスのことで、ヒトの体をさまざまな細菌、カビやウイルスなどの病原体から守るのに大変重要な細胞であるTリンパ球やマクロファージなどに感染するウイルスのことであり、性感染症とは、性行為などによって感染する病気のことです。一昔前までは「性病」と呼ばれていましたが、現在は法改正により、「性感染症」という名称や「STD」または「STI」という名称で呼ばれるようになりました。

福崎町男女共同参画基本計画

発行年月 平成 28 年 (2016 年) 3 月

発 行 福崎町教育委員会 社会教育課

〒679-2280

兵庫県神崎郡福崎町南田原 3 1 1 6-1

T E L 0790(22)0560 F A X 0790(22)0630

<http://www.town.fukusaki.hyogo.jp/>